

平成20年第1回  
笠間市議会定例会会議録 第4号

平成20年3月18日 午前9時57分開議

出席議員

議長	28	番	石	崎	勝	三	君
副議長	13	番	萩	原	瑞	子	君
	1	番	小	磯	節	子	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	蛭	澤	幸	一	君
	4	番	野	口		圓	君
	5	番	藤	枝		浩	君
	6	番	鈴	木	裕	士	君
	7	番	鈴	木	貞	夫	君
	8	番	西	山		猛	君
	9	番	村	上	典	男	君
	10	番	石	松	俊	雄	君
	11	番	畑	岡		進	君
	12	番	海	老澤		勝	君
	14	番	中	澤		猛	君
	15	番	上	野		登	君
	16	番	横	倉	き	ん	君
	17	番	町	田	征	久	君
	18	番	大	関	久	義	君
	19	番	市	村	博	之	君
	20	番	野	原	義	昭	君
	21	番	杉	山	一	秀	君
	22	番	柴	沼		広	君
	23	番	小	園江	一	三	君
	24	番	須	藤	勝	雄	君
	25	番	竹	江		浩	君
	26	番	常	井	好	美	君
	27	番	海	老澤	勝	男	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	山 口 伸 樹 君
副 市 長	石 川 和 宏 君
教 育 長	飯 島 勇 君
市 長 公 室 長	永 井 久 君
総 務 部 長	塩 田 満 夫 君
市 民 生 活 部 長	野 口 直 人 君
福 祉 部 長	保 坂 悦 男 君
保 健 衛 生 部 長	仲 村 洋 君
産 業 経 済 部 長	青 木 繁 君
都 市 建 設 部 長	小 松 崎 登 君
上 下 水 道 部 長	早 乙 女 正 利 君
教 育 次 長	加 藤 法 男 君
消 防 長	吉 井 勝 蔵 君
会 計 管 理 者	成 田 均 君

出 席 議 会 事 務 局 職 員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
係 長	山 田 正 巳
主 事	川 野 輪 良 子

議 事 日 程 第 4 号

平 成 2 0 年 3 月 1 8 日 ( 火 曜 日 )

午 前 1 0 時 開 議

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

1 . 本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

日 程 第 1 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 に つ い て

日 程 第 2 一 般 質 問

## 午前9時57分開議

### 開議の宣告

議長（石崎勝三君） 皆さんおはようございます。

ご報告を申し上げます。

ただいまの出席議員は27名であります。本日の欠席議員は、19番市村博之君であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりです。

---

### 議事日程の報告

議長（石崎勝三君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

---

### 会議録署名議員の指名について

議長（石崎勝三君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、15番上野 登君、16番横倉きん君を指名いたします。

---

### 一般質問

議長（石崎勝三君） 日程第2、一般質問を続けます。

9番村上典男君の発言を許可いたします。

9番（村上典男君） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問させていただきます。

笠間市の保育園、小学校、中学校における給食の安全性と給食の調理方式、さらには食育と地産地消についてお伺いをいたします。

まず、第1として、食の安全については、既に皆様も十分な認識をお持ちと思いますが、昨今の食の話題は、連日マスコミをにぎわしている農薬入りの中国製冷凍ギョーザに始まり、アメリカの狂牛病の疑いがある牛肉1万6,000トンがアメリカ国内の学校給食で70%を既に消費していた問題など、耳を疑いたくなるニュースが飛び込んでまいります。

さらには、ギョーザ問題については、その原因がいまだに特定されずにいることも不安を覚えますが、製造国の中国からは、包装袋の外側から農薬が中に浸透していく実験結果を得たなどという、実に摩訶不思議な結果が報道されているのであります。

ある農業大学の国際農業の権威をお持ちの教授にお話を伺ったところ、中国国内で重金属汚染がされていない農地は全体の30%しかないというお話を伺ったことがございます。このような環境の中から生産されてくる農産物に頼らざるを得ない我が国農業の脆弱さと価格競争という資本主義の論理に命の源である食の安全をゆだねなくてはならない、この矛盾を抱えながらの質問をするわけであります。

1番として、食材における国産、外国産の比率はどのようになっているのか。また、外国産の主となる材料はどのようなものがあるのか。2番とし、冷凍食材の使用の有無はどのようになっているのか。もしあるなら、主にどんなものが使用されているのか。また、その生産国はどちらなのか。3番とし、国産、外国産を問わず、食材の有害物質の検査またはその対策はどのように行われているのかを伺います。

第2問目としまして、自校給食方式とセンター方式について伺います。

学校給食の調理方式においては、地産地消や食育の観点から、センター方式よりも自校給飯方式を推進している自治体が増加しているなどの報告をよく耳にいたします。

本笠間市では、旧笠間市と岩間町がセンター方式を、旧友部町では自校給飯方式をとっているわけでありますが、やがて老朽化をしてくる施設については、いずれどちらかを選択しなければならない時期が来るわけであります。食の安全や経済事情、食育の観点や地産地消など、さまざまな課題があることはよく存じておりますが、避けては通れない問題でありますので、基礎的な共通認識を深める意味においても、現執行部の基本的な考えを伺います。

まず、1番とし、自校給食方式とセンター方式の相違点、さらにそのメリット、デメリットを明確に解説をいただきたい。2番とし、自校給食方式とセンター方式が各地区で導入された経緯を回顧、解説をいただきたい。とし、自校給食方式とセンター方式、今後はどちらを推進していくのか伺います。

第3問目とし、食育と地産地消について伺います。

学校給食は、お弁当を持参できない児童のために始められましたが、現在では食育の役割も担っていることは、皆さんよく存じていることと思います。食育とは、食についてのさまざまな経験から、食に関する知識とマナーを身につけ、健全な人間を育成することをねらっております。つまり学校給食では、配膳、食べ方、おはしの持ち方、あいさつ、片づけ、栄養のバランスなどを総合的に食に関する指導をしており、学校給食は、まさに食育の実践の場であるわけであります。

さらに、学校給食の食器であります。これは軽量で耐久性のあるものが主流を占めております。食器をめぐる問題は、より安全性の高いものに移行しており、学校によっては

あえて陶器などを使うところもあるとの記事を見受けます。さらに、最近では、セラミックの技術改良で、軽量で割れにくいセラミック、いわゆる強化磁器製の食器の利用が増加しているようですが、当笠間市における学校給食の食器について、素材の安全性や食育の観点からの解説をお願いをいたします。

最後に、また地産地消については、日野市が20年以上も前から取り組んでいる事例は余りにも有名であります。日野市の取り組みについて一番驚かされるのは、その供給をしている生徒の数であります。小学生が19校で8,000人、中学生が8校で3,600人と、1万人を超える生徒に供給をしている点であります。この日野市の取り組みは、生産者も農協もお役人も、連日、山のような課題、問題に取り組んでいるだろうと推察をするわけですが、やり遂げているこの日野市の事例は、今後推進する自治体の大きな励みになることとは言うまでもありません。

以上の観点から、1番とし、地産地消のその後の進捗状況はどのようになっているのか、また各地区での取り組み状況について伺います。2番とし、日本の食文化の点からも、食器の重要性を再認識すべきと考えるが、笠間市立の保育園、小学校、中学校で使用している食器を陳列して解説をいただきたい。また、その安全性をPRするため、公民館に陳列をしておいたらいかがかという提案であります。3番とし、食育の観点からも給食で使用する食器に笠間焼を導入してみたいはいかがか。窯業という業界発展のためにも推進すべきと考えるが、いかがか。

以上各3問、9問ご質問をいたします。よろしくお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、村上議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、初めに、学校給食等の安全性についてということで、小中学校の給食の安全性の中で、食材における国産、外国産の比率はどのようになっているのかという内容でございますけれども、外国産の主なる材料は、細かい集計はございませんけれども、使用量については、約1割程度というふうに認識をしております。また、外国産の主な材料としましては、グリーンピース、ブロッコリー、マッシュルーム、エビ等でございます。

次に、2番目の冷凍食材の有無はということでございますけれども、外国産の食材以外に、野菜類ではコマツナ、大豆、インゲンマメ等で、すべて国産品を使用しているところでございます。また、肉類の加工品や豚肉、牛肉等についても国産品となっております。

なお、その外国産ですけれども、さきに申し上げました材料の生産国はニュージーランド、エクアドル、オランダ、ベトナムでございます。

次に、有害物質の検査についてでございますけれども、特に行ってはありません。食材の検査につきましては、成分検査表及び配合表で納入の際に栄養士が確認をしているところでございます。また、学校給食衛生管理基準に基づきまして納品時に確認し、賞味期限、

産地、包装状況等も栄養士または調理員が確認をしているというところがございます。

さらに、センターの場合、調理完了後所長が検食をし、学校に配送後においても、校長先生が検食をして、安全を確認した上で児童生徒の方に配食しているという状況でございます。

次に、自校給食とセンター給食ということで、自校方式とセンター方式の相違点とメリット、デメリットを明確にしてほしいという内容でございますけれども、笠間市の学校給食の方法については、各学校の給食室で調理する自校調理方式と、調理を集中して行い各学校に配送するセンター方式の二通りがございます。友部地区については自校方式、笠間、岩間地区についてはセンター方式で行っております。

それぞれのメリット、デメリットにつきましては、センター方式の場合のメリットとしまして、一度に大量の給食を調理できるため、食材費や人件費、施設の維持管理等の経費を抑えることができます。デメリットといたしましては、配送時間が必要なため、早目の調理により献立によっては冷めてしまうというような場合もございます。また、調理をしているところを児童生徒が観察できないこと等、食育教育の中で欠ける場合があるのかなというふうにもうかがえます。

自校方式のメリットは、食物アレルギーや学校行事に合わせたきめ細かやかな給食をすることができる。また、学校に合った食育指導もできること等が挙げられるかと思えます。デメリットといたしましては、各学校に調理施設の整備を行うために、修繕や維持管理に多額の費用がかかる。さらには、食材や人件費について、センター方式に比べて割高になるということが、主なデメリットになろうかなと考えております。

次に、自校方式とセンター方式が各地区で導入された経緯でございますけれども、旧市町の取り組みによって現在の方式になったというふうに思いますが、特に岩間地区につきましては、自校方式であったものを平成14年にセンター方式に変更し、現在に至っているということです。

笠間地区につきましては、昭和40年代から始まった学校統合がきっかけとなりまして、昭和45年度からセンター方式に移行したということでございます。

友部地区につきましては、完全給食を取り入れたときから自校方式というふうになっているかと思えますけれども、学校それぞれに自校方式ですから、完全給食を取り入れた時期がそれぞれ違っているという面もありますけれども、友部地区については、その完全給食制度を取り入れた学校それぞれの時期に応じて、今の自校方式となっているというふうに思います。

次に、自校方式とセンター方式、今後どちらを推進していくかということでございますけれども、自校方式、センター方式それぞれにメリット、デメリットがあるということはただいま述べたとおりでございます。

ただ、昭和60年文部省体育局長から、学校給食業務の運営の合理化についてという都道

府県教育委員会教育長あてに通達がございました。その中で、設置者が学校給食業務の合理化を図るため、臨時の職員の活用、共同調理方式、民間委託方式の実施等を考えてほしいというようなことが示されております。

今後は、笠間市の児童生徒数の動向やその保護者等の意見と実情を踏まえながら、いずれの方法がよろしいか、検索をしてまいりたいと考えております。

次に、食育と地産地消についてでございますけれども、地産地消のその後の進捗状況と各地区での取り組み状況はどのようになっているのかというご質問でございます。

学校給食につきましては、友部地区の7小中学校で地元の野菜等を使用しております。平成15年9月の開始時の2品目から、現在ではおよそ23品目にふえております。生産者、売り上げ等も、平成18年度、おおよそですけれども、500万円超と年々増加しているという状況でございます。笠間地区につきましては笠間青果市場から、岩間地区については青果物の納入業者にできるだけ地元産を納入いただけるよう働きかけているのが現状でございます。

今後、友部地区については、生産者、学校等の要望を聞きながら新たな品目の開拓、通年栽培を取り入れ安定した供給を図り、売り上げの増加を図っていきたいと考えているところでございます。

笠間地区、岩間地区については、センター方式で運営しておりますので、食材の納入方法や1献立当たりの量の問題など、地産地消を進める上で多くの課題がございますので、今後は、生産者、農協、納入業者等と連携を図りながら、なるべく早い時期に地産地消の仕組みづくりを進めていきたいと考えております。

次に、食育と地産地消の中で、食器に関してでございますけれども、現在、小中学校給食で使用している食器につきましては、通路の方に並べさせていただきましたとおり、笠間センターでは、ご飯、小皿等につきましては強化ガラス製を使用しております。岩間センターでは、ご飯、小皿につきましてはABS樹脂製、友部地区では、ご飯につきましては直接炊飯をするということになりますのでアルミ製の食器、小皿等につきましてはABS樹脂のものを使用しているところでございます。

また、安全な食器を使用している内容についてのPR等につきましては、今後、公共的なイベント、そういうものの中で、地域の皆様、またそこにかかわる人たちにPRをしていきたいと考えております。

次に、笠間焼を学校給食に使えないかということでございますけれども、笠間焼を学校給食に使用することにつきましては、平成18年度から、県産業技術課、窯業指導所、市商工観光課及び学務課で検討を重ねてまいりました。検討した結果、給食器として使用する上では、強度の不足、また破損しやすいというような割合が多くなることが予想されるため、給食器としての使用ではなくて、子供たちがふだん身近にうがい程度の使用であれば十分に使うことができるのではないかと判断から、平成19年度に入り試行的に導入するこ

といたしました。

導入に当たっては、地場産業に対する理解や体験学習の効果を得ることが期待できることから、窯元に出向き素焼きのカップに絵づけをしまして、マイカップとして使用することとしたところでございます。実際に参加した児童に感想を聞きましたところ、一目で自分のものと認識ができ、大切にすることがわいたというような意見もいただいております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 9番村上議員のご質問にお答えをいたします。

市立保育所の関係についてお答えを申し上げます。

まず、初めに、食材における国産、外国産の比率でございますが、市立保育所4カ所でございますけれども、国産が9割程度、外国産が1割程度でございます。外国産の主なものといたしましては、果物、バナナ、オレンジ、グレープフルーツ等でございます。

なお、コーン、パイナップル等缶詰類も使用してございます。

次に、冷凍食材についてでございますが、使用してございまして、主なものは、むきエビ、フライドポテト、サトイモ等でございます。生産国はインド、アメリカ等ございまして、サトイモの使用につきまして、一部中国産のものを使用しておりましたけれども、中国産ギョーザ事件以後につきましては、冷凍食品についてのご使用を控えているところでございます。

次に、食材の検査についてでございますけれども、使用食材及び調理後の食材につきましては、2週間14日程度冷凍保存しております。また、使用した食材のすべてについてでございますけれども、メーカー食材袋の内容表示部分、賞味期限とか原材料等明記してございますが、これを1年間保存いたしまして、問題があれば追跡調査ができるように体制をとっておるところでございます。また、食品の衛生の検査、安全性のことから、年に3回、6月、8月、10月に職員の手洗いとか、調理機器の洗浄とか、消毒等を励行しまして、食中毒の問題が絶対に発生しないような安全管理に努めているところでございます。

次に、食育についてでございます。食器についてでございますけれども、先ほどもありましたように、通路の方にそれぞれ並べて表示をしてございますように、現在、笠間地区の3保育所につきましては、メラミン食器が7割、強化磁器が3割でございます。もう1カ所の友部の保育所につきましては、メラミン食器、強化磁器それぞれ5割ということでございます。

なお、公民館への食器展示につきましては、スペース等のこともありますので、教育委員会と今後協議してまいりたいと考えているところでございます。

次に、笠間焼の食器の導入についてでございますが、先ほども答弁ありましたような関



係もございますけれども、保育所の児童の使用につきましては、まだ小さいということがございまして、磁器の重さとか、あるいは重ねることが困難とか、磁器等が割れやすいとかということで、耐久性にちょっと問題がある、あるいは児童の安全性の観点からも、現在のところ導入については考えていない状況下でございますので、ご理解を賜りたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 懇切丁寧な解説ありがとうございました。

幾つか再質問をしたいわけではありますが、まず食の安全についてちょっとお話をしますと、友部町の議会時代、たしかあのときには、やはり中国産の輸入野菜、特にカット野菜の農薬問題等がありまして、これはいかんということで、当時8名から10名ぐらいの議員さん、たしか海老澤勝男議員さんが団長で、中国の野菜の農業視察事情、それと北京市内の、たしか1日1万2,000食ぐらいをつくらしている学校給食の供給センターに視察に行っていたことがあります。

私も、大学が農業系の大学だったものですから、中国の農産物についていろいろ興味を持っていたんですけども、中国のシイタケというのは、100年たってもくさらないそうです。なぜくさらないかというと、ホルマリンに一回漬けるんですよ。ホルマリンに一回漬けて、それを乾かすんです。ですから、水に戻したときにホルマリンのにおいがするシイタケありますね。日本の大体10分の1ぐらいの値段なんですね。それとか、いろいろな農産物でも規制外の農薬というのが大量に使われている。

現に、中国に行ったときに現地の日本の方とお話をしたときに、私たちは中国で売られている野菜は食べませんと。みんな一様に驚いたわけですけども、さらに驚いたのは、その1日1万2,000食をつくらしている学校給食のセンターは、地産地消をやっているんです。地元の農家の方が、毎日トラックで山のように野菜を運び込むんですよ。ところが、その野菜の残留濃度の検査をするんです。その検査が1時間ぐらいでできるんだそうですよ。その検査体制、あるいはその施設そのもののお金というのは、実は日本のODAであったり、あるいはアメリカの企業からの拠出金でつくられているんですね。

で、その北京市内の学校給食のセンターは、残留農薬が検知されると全部お持ち帰りだそうです。そこまでやって、自国の子供たちの学校給食の安全性を保っているんですね。ところが、日本に輸出をしている乾燥シイタケなんか100年たってもくさらない。そういうような実態を目の当たりにして、とても中国産の野菜というのは安心はできないねというのが、当時参加をした議員団の総意だったんですね。

今、説明を受けると、中国製はほとんど使われていないということでもありますけれども、やはり私は、その検査体制ですね。各学校、あるいは各自治体で持つというのは非常に困難かもしれませんが、食の安全というのは、そういうところも十二分にこれが

ら気を使っていかなきゃいけないのかなと思うわけなんですね。とにかく食料品の60%は外国産ですから、どこでどういうものが入ってくるかというのを十二分に検査をしていただける体制がとれればいいのかと思います。

今のは、再質問じゃなくて意見として結構でございます。

先ほど昭和60年代に食の合理化の話が進められてきたという話、これは自校給食方式、あるいはセンター方式についてでありますけれども、昭和60年代の合理化計画から現在それがまだ引き継がれているのかどうか。合理化計画をそのまま引き継がれていくのかどうか、それとも見直しを図っていくのかどうか、その辺を再質問として聞きたいと思います。

それと、もう1点、これは意見として言いたいんですが、自校給食方式、センター方式、岩間、笠間、友部では違いますね。それらが導入された当時の経緯というのがあるはずなんです。つまり当時、当然議員さんたちが議論をし尽くして、自校からセンターに移ったわけですから、笠間市に合併をしたからといって、単純にもとに戻すとか、そのままいくとかという単純な発想ではなくて、当時どういう議論をされたかということをお私に回顧、回想という言葉で言ったわけですが、それをもう一度よく調べていただきたいなと思います。ですから、質問は、その合理化計画のやつが一つです。

それと、地産地消についてでございますが、先ほど加藤さん、通年栽培の導入というお話がありましたけれども、私は通年栽培は求める必要はないと思うのです。なぜかといいますと、今これだけ農業資材が上がって、肥料からビニールから、すべての資材が上がっている中で、無理やり夏にできるものを冬に食べようとするからどうしてもコストが上がるのであって、やはり一番栄養価の高いおいしいものを食べようと思うのであれば、季節、季節のもので十分だと思うんですね。品目をふやすということももちろん大事かもしれませんが、まずは地産地消の導入を図ってみると、そして進めることが大事かと思うんですね。

地産地消についてちょっと私なりに考えてきたんですが、地産地消をわかりやすく言うと、自家用の家庭菜園でその家のお母さんが愛情たっぷりの新鮮野菜をたくさんつくっているとします。家族の健康を考えて、家庭の生ごみだとか、落ち葉だとか、お米のとぎ汁や庭の雑草などを堆肥に積んで、循環型農法を実践してつくっているわけがあります。農薬は最低限の農薬しか使いません。もちろんメタミドホスなどというのは論外の話であります。そのお母さんは、一生懸命自分がつくった野菜を家族に食べてもらうことを喜びとしているわけです。さらに、お母さんは、スーパーで買わずとも、自分の畑でとれることによって経済的にも助かっているわけです。

つまり地産地消というものを凝縮して考えると、そういうことなんですよ。要するに、自分の家で作ってくれた野菜を食べれば、スーパーなどへ買いに行かなくていいわけです。どこでどういうものを食べさせられるかわからないものを買わなくていいわけです。まず、そういうような観点から考えていただければいいのかと。

さらに、今、農業離れや、キュウリは冬にできるんだと思っている子供もいるかもしれませんが、農業の実体験とかそういうものも含めて、この地産地消というのを考えていただければいいのかなというふうに思います。

それと、質問がいっぱいあり過ぎてわからなくなっちゃったな、ちょっと待ってくださいね。

笠間焼についてお伺いいたしますけれども、きょう陳列をいただいて、本当に感謝をしております。私もPTAなんかをやったことがありますけれども、すべての学校の食器を見たことはきょう初めてでございます。友部地区においては、まだ戦時中に見られたアルマイトを使っているのにもちょっと驚きをしたわけでありまして、食器の笠間焼の導入で、確かに割れにくいとか、がさばるとか、いろいろなお話を伺いましたけれども、日本の食文化というのはどういうことかという、昔のアルマイトというのは、高台も何もなくて、熱くて、こうやって持つんじゃないで、こうやって持ったんですね。こうやって持って、顔を突っ込んで犬食いをしたわけですね。それから今度は樹脂にかわって行って、樹脂でも、高台があるものないもの、あるいは安全性の問題等がありますけれども、私は、いろいろな瀬戸物屋さんにお会いしますと、どなたも景気のいい話はしていません。どなたも、どうにもならないという話を聞いています。

しかし、私は、ある意味努力不足なのかなと思うんですね。先ほど強化磁器、セラミックですね。強化磁器というものも、今、全国では導入が結構進んでいるんですね。さらには、益子焼とか常滑焼とか瀬戸物の産地は、あえて瀬戸物を学校給食で使っているところもあるんですよ。やはり笠間焼という産業をこれからさらに世界に通用するような産業にしていくんだとすれば、まずそのきっかけとして、割れにくいのは当然なんですね。瀬戸物というのは、割れて当たり前なんですよ。けれども、例えば学校給食に笠間焼の強化磁器みたいなものを導入したとして、1年間に100個壊れたとしたものが、2年目には50個になった、3年目には10個になった、10年後にはゼロになったというような努力を積み重ねることによって、笠間焼というのが世界に認められていくんじゃないのかなと。また、同時に食育という文化からも笠間焼というものを導入する、そういう多少のリスクはあっても、やったらいかがかかなと思うわけでありまして。

質問と意見とが入り交じってしまいましたけれども、ただいまのことについて、次長、並びに教育長などから見解をいただければありがたいです。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 村上議員の二度目のご質問にお答えいたします。

まず、60年度の通達の件でございますが、引き続きまだ効力があるのかということでございますけれども、今の段階ではそのことについての廃止通達とかそういうものはございませんので、引き続き継続されているものと思っております。

また、今まで岩間地区とか友部地区、笠間地区、それぞれに給食の方法等が違うわけで

すけれども、笠間地区につきましては、統合に合わせてやってきたというお話をしました。それはどうしてかということ、小規模の学校に一つ一つの施設を設けるということについては、大変な経費とか維持管理費とか人件費とかそういうものがかかるという判断のもとに、センター方式を笠間では取り入れたのではないかと考えております。

また、岩間地区についても、調理室の改修とかそういうものに合わせて、多分議員さんたちも協議した方がおるかと思うのですけれども、経費とかこれからの食の安全性とか、そういうことを検討した結果、センター方式を取り入れたのではないかと考えております。

ただ、友部地区におきましては、給食の費用等、そういうものをPTAの皆さん、保護者の方たちとお話をした段階で、温かいものを子供たちに供給してあげたいんだというようなこと、また食事をつくってくれる人たちへの感謝とかそういうものも子供の一つの食育という形の中で取り入れていきたいんだというような、多くの保護者の方のご意見がございましたので、その当時から自校方式を取り入れてきたのではないかと考えております。

あと笠間焼の導入の件でございますけれども、18年度に検討して、19年度にマイカップ方式で取り入れたという経緯もございますし、今後も地場産業の育成もあるかと思っておりますので、関係者との検討、取り入れられるものであれば取り入れていきたいなと思っておりますので、十分検討を重ねた上で慎重に導入に向けて話し合いができればと思っております。

また、子供たちに対する食器ということも、地場産業という笠間焼のPRということも必要かと思っておりますけれども、また笠間市民の方にもご家庭で笠間焼の食器等をご使用いただければと思っておりますので、教育の現場を通してと言っては大変申しわけないんですが、子供たちとともに、地元の皆様にもご利用いただけるようにPRもしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 9番村上典男君。

9番（村上典男君） 再度のご答弁ありがとうございます。

先ほど廊下に陳列をいただいたマイカップ、これはちょっと雑談の中で担当の方とお話をしたら、取っ手をつけてほしいなどという話もあるんだと言っていましたけれども、取っ手つきの茶わんというのは、あれは西洋の文化でありまして、私はあのままでいいのかなと。本当に笠間焼が、第一歩、半歩ですね、ああいうふうに進んだことは評価に値するのかなと思っております。

これは総括としてちょっとお話をいたしますが、給食の安全性、あるいは給食の調理方式、さらには食育、地産地消についていろいろ伺ってききましたけれども、子供たちの食事、食事というのはある意味で命の尊厳を担うものであります。当たり前のような食事でありすけれども、私は、世界に誇れる笠間人というものをつくっていこうとするのであれば、笠間で学び、笠間で経験したことを誇りに思える、そういう人材を輩出をしていただきた

いなと思うわけであります。人が生きていく原点である食事というものをいま一度見詰め直す時期に、この中国のギョーザ問題に端を発する時期がちょうどいい時期なのかなと思って、あえてこのような質問をしたわけであります。

また、食の安全性についても、地産地消についても、給食方法についても、それぞれに困難があることは十二分に私もわかっております。しかし、子供たちというのは、出された食事を100%安心したものだと思わずに食するわけであります。今は、戦後の食糧難の時代ではありません。安心安全は当たり前であります。食材、調理、食器、食育と給食を取り巻く環境は、非常に厳しいものがあるかと思えます。しかし、830人の市職員の良い能力とやる気で、さらによいものに育てていきたいなと思うわけであります。また、必ずや実現するものと確信をしております。なぜなら、打つ手は無限だからであります。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 村上典男君の質問を終わります。

次に、8番西山 猛君の発言を許可いたします。

8番（西山 猛君） 8番西山 猛でございます。

通告をいたしております。通告の締め切りは、去る7日の午前中ということで確認をしておきます。

そしてまた、私の前に村上議員が、私これから学校給食について質問するんですが、まさに人が生きる原点であるという食、食べるということ、この部分が、村上議員の質問というか、意見の中に出てきたこと、本当に素晴らしいなと思っております。

それでは、通告に従いまして順次質問をしたいと思えます。

1、学校給食の運営状況について、給食費の徴収方法、これは何通りあるか。振り込みだとか、手集金だとか、いろいろありますよね。何通りあるか。

次に、その給食費の滞納者に対する対策、対応はどのようにしているのか。その額を、合併直後の平成18年度及び今年度19年度、今後の滞納額の予測推計も含めてお願いしたいと思います。さらに、ずばりなぜ滞納が起きるのか、この点をお伺いしたいと思います。

2番目といたしまして、茨城中央工業団地（笠間地区）整備と地域発展についてということで、これは既に周知されている、県有地に進出予定の大手企業イオン株式会社に対する市の考え方はどうかということで、客観的に、総論で結構なので、その点は全体像の中でまずお答えしていただきたいと。

次に、進出によって、今度具体的になってきますが、発生するであろう弊害、デメリットの部分の予測はどうか。また、現段階で承知している実態がわかっている反対運動など、反対意見ということですね。そういうことも含めてあるのかどうか、あればどういう内容なのか、お答えいただきたいと思えます。

その次に、関連しまして、この大手企業の進出によって市が負担すべき内容、その具体

的な事業の内容と額、予算を、蓋然性を持って、つまりこれからこうなるだろうということ  
を予測して、当初はこういうことだけでも5年後、10年後こうなるであろうということ  
を蓋然性を持ってお答えいただきたいと思います。

続きまして、3番目、入札制度と工事発注後の市の責務について、市の責任ということ  
ですね。今定例会の予算の中に工事の違約金ということで収入の方に入っておりますが、  
違約金をいただいたという理屈になるんでしょうけれども、違約金というのは、非常にい  
い言葉じゃありませんから、約束を破った、契約が不履行だという趣旨のことですから、  
そのための違約金、法的な根拠があるんでしょうけれども、それが入ったということなん  
ですが、当然、信頼関係、その他法的な部分で責任、責務の部分が発生したからだと思う  
んですね。そうしますと、指名業者というのは一体何ぞやと、こういうことになりますか  
ら、指名業者の選考と入札制度について、新市におけるということですから、今の笠間市  
における現在までの実情の中で、つまり山口市長が市長になられて現在に至るまでの中で、  
いろいろ試行錯誤しておられることは十二分にわかっておりますが、その中で改善すべき  
点何点あるのかなと、このように思っております。

以上、1回目の質問ですが、繰り返しますが、学校給食の件につきましては、徴収方法、  
それから滞納はなぜ起きるのかという部分を含めた数字の部分ですね。2番目についまし  
ては、県有地に大手のイオンが来るということについての市の考え方、総論で結構です。  
次には、デメリット、または反対運動、そして、県有地なんです、市が負担しなければ  
ならない持ち出しの部分どのくらいあるのかなという心配。そして、3番目には入札制度、  
これについてはよかろうと思ってやっていた入札制度について、どの部分で改善すべき点  
があるかという今後の建設的なお話、今後どうしようかということで、当然執行部と議会  
は両輪ということですから、ぜひ意見を聞かせていただきたいと、このように思ってお  
ります。

どうぞよろしく申し上げます。

議長（石崎勝三君） ここで暫時休憩いたします。

なお、11時に再開します。

午前10時48分休憩

---

午前11時00分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 西山議員のご質問にお答えをしたいと思います。

学校給食費の徴収の方法でございますけれども、口座振替による納入の方法と現金納付  
による方法の二通りでございます。

次に、滞納者に対する対策、対応はどうしているか。また、その額を合併後の18年度及び19年度分と今後の予測推計はどうかという内容でございますけれども、学校給食費の滞納対策の方でございますけれども、19年度当初、保護者に対しまして、学校給食申込書を配布し、その中で学校給食に対する理解を求めたところでございます。その結果、全員の保護者から給食の申し込みをいただくことができました。

未納者の対策につきましては、学校側から文書や電話による督促、また家庭訪問を実施いたしますが、なかなか応じてくれない保護者が見受けられることから、今年2月の校長会で、給食費未納者対策を実施、未納者への最後の督促として、納付もしくは納付誓約がない場合は給食は出せませんよと、弁当を持ってきていただくことになりまますというような周知をするとともに、各学校で催告書を発行したところでございます。この結果、納入または納付誓約をする方が出てきております。

なお、18年度末の未納額、過年度分という形になりますけれども、その未納額につきましては、全学校で128万8,200円でございます。19年度につきましては、現年度という形で、納期到来したにもかかわらず納めていただけていないという額でございますけれども。大変失礼しました。19年度末は、過年度分の納付未納額も含めまして、過年度分、現年度分を含めての未納額でございますけれども、合計で189万8,000円ですね。過年度分18年度以前のものも含めて現年度分の合計で。18年度と19年度ですけれども、128万8,200円のうち、納付額がございますので、この点については再度調べてご答弁をさせていただきたいと思っております。差額につきましては、再度調べてご答弁をさせていただきます。

また、今後、未納の推計はどのようにとらえているかということでございますけれども、年々同じような程度でございまして、約0.4%程度未納者が発生しているという状況でございます。

また、なぜ滞納が起きるのかということでございますけれども、保護者の方の公な費用、納付義務というものに対する考え方、そういうものが欠けているのかなというふうに思われます。ですから、公的な費用につきましては払わなくてもいいんだというような考え方を持っている方が、何人かその中に含まれているのかなというふうに思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 副市長石川和宏君。

〔副市長 石川和宏君登壇〕

副市長（石川和宏君） 西山議員のご質問にお答えいたします。

茨城中央工業団地（笠間地区）整備と地域発展についてのうち、1番目の県有地に進出予定の大手企業に対する市の考え方についてでございますが、当団地は、県が事業主体となって茨城県の物流拠点を整備するという目的で、平成8年度に県からの委託を受け、旧友部町時代に町が用地買収に入り、比較的早期にほぼ用地取得が完了いたしました。その後県が事業凍結、先送りをし、またバブル経済の崩壊や物流業界の構造変化に伴い、進

出企業がなかなかあられず、造成が行われないという状況でございました。

こうした経緯がありましたが、平成17年3月に県は都市計画の変更を行い、流通業はもとより、流通、加工工場、製造業、小売業など立地可能業種の幅を拡大をいたしました。そして、このような企業立地に向けた取り組みや周辺の高速度交通インフラの整備が進展をし、本地区が高速度交通の結節点として注目度が高まってきていることなどから、今回、県によって公募が行われ、イオン株式会社が進出予定事業者として決定をしたわけでございます。

今回の計画は、他店にないグレードの高い商品構成や、県央地区の窓口となるような高速度道路を利用し、東京や千葉などの首都圏、あるいは栃木、福島からの集客もねらうものであり、既存施設とのすみ分けや地域への積極的な貢献を行おうとする内容の提案でございます。

こうしたことから、市といたしましては、今回の進出予定事業者の決定は、新たな雇用の創出に加え、地域の活性化や市全体の企業誘致にもつながるものと考え、事業推進のための必要な調整を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 続きまして、西山議員の茨城中央工業団地（笠間地区）の整備と地域発展についてのご質問にお答えいたします。

進出によって発生するであろう弊害、デメリットの予測はどうか。また、現段階で承知している反対運動、意見等も含めてでございますが、これらはあるのかとの質問でございますが、当団地は、平成11年から造成工事先送り措置がとられたため、関連する基盤整備、特に都市計画決定がされている道路、東西線、南北線の整備もおくれが生じている状況であることから、平成23年4月のオープン時及び祝祭日等の来客が集中する時期については、周辺道路の交通渋滞が発生することが懸念されます。

また、イオン株式会社としては、高速度交通網を活用した広域商圏型複合商業施設を提案しておりまして、既存商店と競合しないような計画ではあります。少なからず影響は出てくるものと考えております。

続きまして、現段階での反対運動につきましては、地元住民からの運動としては把握してございません。一部商工会関係者からは、厳しい意見をいただいている現状でございます。

しかしながら、企業の進出については、新たな雇用の創出と地域の活性化につながることから、事業者や茨城県とともに、ご理解をいただけるよう説明をしてまいりたいと考えております。

最後に、関連して市が負担すべき内容を、具体的事業とその額を蓋然性を持ってお答え



願いたいという質問でございますが、現在、茨城県とイオン株式会社との間で実施計画の調整作業中でありまして、正確なものはまだ出ておりませんが、今後約1年間の間に、県とイオン株式会社で実施計画に基づき造成設計が完了すれば、その内容が明確化いたします。

また、基本計画段階で、イオン株式会社の進出する18ヘクタールの区域内の基盤整備といたしましては、上下水道、それから幹線道路等が考えられますが、上下水道につきましては、茨城県からの負担金によりまして整備していることから、市からの直接的な負担は現時点ではないものと考えておりますが、一部は事業者負担による工事が発生すると考えております。

また、幹線道路につきましては、造成工事先送り措置の影響を受けまして、今後、県の道路整備事業として計画的な道路整備を進めていただけるよう要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

〔総務部長 塩田満夫君登壇〕

総務部長（塩田満夫君） 8番西山議員のご質問にお答え申し上げます。

入札制度と事業発注後の市の責務ということでのご質問でございますが、入札制度に關しましては、昨今の公共工事をめぐる不祥事を受けまして、全国的に制度の改革が行われているところでございます。

当市におきましても、昨年の7月に一般競争入札の範囲の拡大や談合に関する違約金の導入、さらには指名停止期間の延長などのペナルティーの強化、それから電子入札、試行ではございますが、実施するなど、透明性、公平性、競争性を確保すべく入札制度の改革を進めてきたところでございます。

指名業者の選考につきましても、市の入札参加資格者名簿に登録してあります業者の中から、実績、信用性、地域性などを考慮して選考しているところでございます。

業者の信用性につきましては、市が独自に調査し審査することは大変困難でございますので、国、それから県が会社の財務、受注状況等を総合的に判断しております経営事項審査結果を判断材料の一つとしてございます。

さらに、500万円以上の工事の場合には、契約時に保証会社、金融機関等の保証を義務づけしているところでございます。

また、価格のみの競争でございます入札制度も、厳しい財政状況のもと低価格による入札もふえてきてございます。下請業者へのしわ寄せ等による工事の品質低下に関する懸念も取りざたされているところでございます。これの防止策といたしまして、最低制限価格制度と低入札価格調査制度がございます。

当市におきましては、低入札価格調査制度を採用しております。その理由といたしまし

ては、企業努力及びコスト縮減に資するため、基準価格を下回った場合に一律失格とはせず、経営状況や手持ち工事の状況など総合的に調査し、契約内容に適合した履行がされると判断した場合に契約を締結するものでございます。

発注後の市の責務ということでございますが、適正な工事が行われ、完成し、引き渡しを受けると。一言で申し上げれば、そういうことになるかと思えます。

それから、改善すべき点はとのご質問でございますが、現行制度は、ご承知のとおり昨年の7月から実施をしているということで9カ月目ということで、1年を経過した時点で現状を分析させていただきまして、改善すべき点があれば改善をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 先ほどの未納額の内訳についてご答弁を申し上げたいと思えます。

18年度末、過年度分については128万8,200円でございます。そのうち、今年度に入って納付された額が60万200円ということで、18年度分の未納残額につきましては、68万8,000円でございます。19年度の残額は121万円でございますので、合わせまして、19年度末の累計未納額は189万8,000円ということでございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君。

8番（西山 猛君） 給食費の滞納についてということでお聞きしているんですが、ちょっと数字が、私の聞き違いかと思うんですが、0.4%の滞納率ということですが、0.4%ってどうなんですか、間違っていないんですか。ああ、そうですか、わかりました。

ちょっと気にかかった点、1点再質問させていただきたいと思うんですが、文書をもって家庭に親御さんに給食の理解とともに申し込みをさせるということですよ。要するに、給食をお願いをする、しないという、そういう契約だ、簡単に言えば。そういうことを学校と家庭の間でしているわけですね。それで、申し込んだんだからあんた払いなさいよと、払うのが当たり前だよと、そういうことかなと思うんですね。

2月の校長会で、いろいろ対策というか、練った結果、催告したりいろいろ考えを持って対応して、だめな場合は給食をとめるという、これは校長会の考え方で、教育委員会の考え方とは私は言いませんけれども、弁当持ってこいよと、あるいは弁当持ってこれなければ食べるなよと、こういうふうな理屈かなと思うんですね。

先ほどの滞納の大きな理由というか、なぜ滞納が起きるのかという部分、次長が答弁なさった分、私まさにそのとおりだと思うんですね。規範意識の低下、問題の根幹には保護者の規範意識の低下と。これは2月15日金曜日の読売新聞にあったんですが、払えるのに払わないという考え方。かといって、どうなんでしょう、私、学校側、教育委員会側が、

父兄の保護者の規範意識の低下、私はまさにそのとおりだと思っています。しかしながら、今の理解を求めるための文書、これはいいでしょう。申し込みをする、いいじゃないですか。ただ、校長会ですよ。学校をつかさどる校長が、それぞれの学校の校長が集まって、給食を切るなんていう、そういう考え方がその校長会の中にあるとすれば、私は本末転倒だと思うんです。とても教育者の域にはないと思っております。

私は、この新聞の報道を見て、まさになるほどと、ずばりメディアは的を射ているなど、やはり規範意識なんですよ。それが、先ほど来お話している、前の村上議員が質問したように生きる原点ですよ。生きる原点のことを、教育者が、事務的に、持ってこなければ切るんだというような、そういう考えで私はいいのかなと。生きるとはどういうことなんだ、食べるってどういうことなんだ、集団ってどういうことなんだ、社会ってどういうことなんだということを、やっぱり食べ物を通じて、食べるということを通じて生きることを教えるんじゃないですか。

そう考えますと、私は、今の、本当に2月にそんなことがあったのかなと思うと、ちょっと情けなくなってしまうなど。水戸地区の学校の中で、名指しで、あなたは給食費払ってないんだからと言って大きな問題になった、新聞報道で取り上げられた、そういう学校の先生もいました。学校の先生も、こういう事情では板挟みになってしまうのかなと。学校の校長がこういう考えで意思の統一をしているとすれば、持ってこないのは食べさせるんじゃないよと、弁当でも何でも持ってこいと、こういう理屈であっては、私は何の解決にもならないと思うんですね。

そこで、この食育という部分で、この滞納というものに対しての教育委員会の考え方、当然、学校とのすり合わせの中で、滞納を対策するんじゃなくて、集金をするんじゃなくて、なぜ起きてしまうんだと、そういうところに目を向けて解決をするのが、本来の教育委員会のあり方であり、学校教育の一端ではないかなと私は思っております。

学校給食については、今、集金方法が二通りあるということですが、笠間地区、岩間地区がセンター方式、友部地区が自校方式ということで、食器もばらばら、さまざまでしたね。今、見せていただきました。口座振替と集金の方法があるんですよ。

センター方式の場合は、集金ではないですから、あくまでも予算化した中で年次計画でできると思うんですよ。ところが、集金の場合はどのようになるんですか。何か補てんをするとか、そういうことがあるんですか。要するに、未納があつて、その分が例えばほかの子供たちに、100人のうち5人持ってこないんだと。だから、今度は100人を食べさせるために、5人分のものがないから、それをみんなで割り振りして負担をしてその分少なくなるんだと、そういうことなんですか。その点、もう1回再質問の中でお願いしたい。

その二つの部分ですね。保護者の規範意識の低下、これは明らかです。要するに、大人の判断、親の判断、呼び出せば、化粧ばっちりして、ブランドのバッグを持ってちゃらちゃら来て、ごめんなさい、払えませんか、こういうお母さんもいるですよ。ですから、

その辺も含めて本来の解決策というのは、もらえないから提供しないと、こういう論法ではなくて、違った考え方があるのかどうか。それと、予算の部分ですね。これをお聞きしたいと思います。

2番目の茨城中央工業団地の件、大手イオンの件なんですが、副市長の答弁をいただきました。副市長の答弁いただいたということは、つまり県の出身である副市長が、当然県との連携の中で、これからいろいろと地域のために貢献してくれるだろうという点を踏まえまして、私は副市長に答弁をお願いしたわけですが、デメリットの部分というのは本当にわずかの部分なのかなと。

副市長の答弁の中では、一部県のお荷物になってしまった部分を、17年度に用途地域の変更をして、こういう施設が出るように、流通とか運輸業とか倉庫業とか、そういうことじゃなくて、工場じゃなくて、商業施設が入れるように変えたんだと。

さかのぼってみますと、平成6年にこういう計画があったわけですよ。経緯がありますね。平成6年に流通業務施設の整備に関する基本方針の策定ということで、県でそういう策定をしたんですね。結果として、地元の友部地区に買収をお願いしたということで、当時の友部の役所の中でそういう事業をやっていたということですが、平成10年に先送りになっているんですね。凍結してしまっただけという状況ですね。つまり私は県の荷物だと思うんですよ。これは否めないと思うんですよ。副市長どうですか、私はこの辺は県の荷物じゃないかなと、こう思うんですね。

今回、こういう事業主が選考されて、2社のうち1月30日に事業者選考委員会という中で決定したということで、私はもろ手を挙げて喜べない部分もあるのかなと。その辺ちょっとこれからお話ししたいと思うんですが、再質問の中に盛り込みたいと思います。

年間1,000万人、売り上げ300億円、これは今の、「ウチジャス」なんて若い世代では言っていますが、水戸内原のジャスコ、これが1,000万人、売り上げ年間300億円という規模なんですね。今回、この茨城中央工業団地の笠間地区に進出予定のイオン、同じイオンですよ。それを上回る1,200万人ぐらいまでの集客ということで考えていると。車両、要するに車で動くだろうお客様の車の台数ということで年間400万台、そこに、この立地条件の中にもありますけれども、ETCの利用をして交通アクセスが非常にいいんだということでもありますね。これから何をお話しするかわかると思うんですが、特に都市建設部長は十分理解していると思うんですが、ETCのそういう事情もあって、道路事情がよくてということで、もう一つ、3,000名という雇用、約3,000名を求めると。そのうちの2,500名、これを地元の雇用として考えているというのがこのイオンの考え方なんですね。80%以上地元の雇用というすばらしい数字ですよ。ただ、これ追跡調査できますかね。なかなか難しいのかなと思います。

それで、私何が言いたいのかといいますと、県が無用の長物化としていたこの茨城中央工業団地の笠間地区の問題、名称も変えて、まさに県央の問題ですよ。非常に立地条件の

いい場所なんです、なかなか具体的な計画がなかった。その中で、本当に飛ぶ鳥を落とすような勢いのイオングループが進出してきて素晴らしいことだと、歓迎ムードなんです、2月29日金曜日の日本経済新聞に、国内拡大路線を修正ということで、イオンが非常に考え方を变えているんだということが出ているんですね。国外の方に目を向けて、つまりアジア方面、これに大きくウエートを占めているんだということで書いているんですよ。

これから後に重なりますけれども、いずれにしても海外に進出を求めている。その分、海外分として国内が停滞してしまうという趣旨なんです、なぜかという、国内の消費市場の成熟化、もういっぱいなんだと。日本という国は成長し切っちゃって、そういう消費の場ではないんだと。物も何もすべてあふれていて、そういうところではないんだという、そういう時代ではないんだという、成熟化した成長期ということ、イオンそのものが言っているんですね。したがって、ここで修正をするんだと。

となると、本来は10年も前にこういう計画があれば、素晴らしい地域になったかもしれませんが、ただ、デメリットの部分として、ちょっと出ましたが、地元商店、商工業者との関係、商工会の意見というのは非常に重視しなくちゃならない、これは本当にそのとおりだと思うんですよ。その部分も含めて、現在、道路事情として考えられることあると思うんです、デメリットの部分として。

E T C が、1日上下利用して1,200台、実際の数字は1,245台、これは18年度ですね。1日平均1,245台。保有率がE T C が30%ということですが、今、副市長の答弁の中に、遠くは福島県、群馬、栃木ということになりますと、当然高速道路のアクセスということになってきますからE T C。そうすると、400万台年間考えているということになりますと、どうでしょうか、これ単純計算で1日1万台を超える。その中の仮に半分がそういう規模で来た場合、E T C パンクしちゃうじゃないですか。どうでしょうか。1,200台の今の事情の中で、さらにその何倍もがE T C を利用する。当然、道路事情がかなり変わるわけですよ。

ですから、私が言いたいのは、市がどれだけの負担をして交通アクセスの利便性を高めるための投資をしなくちゃいけないのかと。それが、今度、先ほど言った国内拡大路線を修正したイオングループが、これから3年後、23年4月予定ということですから、23年から先、要するにここで蓋然性ということ、今後10年後、20年後どのようになるのかなと考えたときに、私はちょっと不安の要素を持っているんですよ。

ですから、少なくともこういう事業がもし行われるとするならば、市の持ち出し、負担、これをいかに軽減するかというのが政治手腕だと思うんですよ。市長、そうですよね。県と、事業者と関連して、これは素晴らしいことだ。しかし、その中で負担すべきものという割合が、もし市の負担が多ければ、当然この率に対しては、私はもろ手を挙げて喜べないというのはその点だと思うんです。

そこで、もう1点追加してお聞きしますが、ごみ処理、笠間水戸広域環境組合ですね。

つまり水戸というのは、当時の内原地区を言っているんですね。つまり今回のイオングループの同じ内原のイオンができました。ごみの処理量はどのくらいアップしたのか。同規模ですよ。年間1,000万人、約300億円の売り上げ、それに対して今度は1,200万人くらい見込んでいる。同規模、あるいはもっと大きい規模。そうすると、今現在で内原のごみの処理量どのくらいアップしたのか、何%くらいアップしたのか、それもお聞きしたいと思います。つまりデメリットというか、これからの負担の部分で考えなくてはいけないと思うんです。

通常の処理業ではありませんから、公共の処分場、処理業ですから、当然莫大な経費をかけてつくったものですから、今、10キロ2,000円という事業者、資源ごみが同じく10キロ1,000円ということで受け入れしているわけですが、それはつまり利益ではありませんからね。一部負担してもらっていると、そういう理屈だと私は思っているんですよ。会計上は収入になるでしょうけれども、それは収入イコール利益ではないということですよ。これだけの施設を動かすということは大変なことだと思うんです。そういうことの中で、一つそれをお願いしたいと思います。

それで、今、メリット、デメリットの部分をちょっと話しましたが、入札制度が、実は今回のイオンの進出の問題と私は重なる部分があるのかなと思うんです。これはどういうことかという、ちょっと聞いていただきたいんですが、いいことはあるんです。いいことですよ。

例えば今、マイナス部分は非常に少ないと想定して動いていると思うんですけれども、入札も、安ければいいですよ。しかしながら、安ければどういふことがあるんだいえば、こういうことがあった。今回予算化になっていますけれども、違約金が発生するようなことがあるわけです。

先ほどの総務部長の答弁の中で、低入札調査価格ですか、要するに安い金額、これのできるのかよと。できるなら、できる理由を教えてくださいという一種の話し合いをするわけですよ、市と業者の間で。こうこう、こういうわけでこうなんだと。実際は、この低入札価格でやり直したということは、まず少ないと思うんですよ。それは、やはり基本が安ければいい、予算を削ればいいという、そういう考え方があるからだと思うんですよ。これが、ちょっと今回いかなものかなと。

なぜかといいますと、違約金が発生したということは、つまり倒産、破産してしまったということですね。当然、事業はそこでストップ。違約金が100万円だか200万円だかわかりませんが、いただいたところで、そこでやり直さなくちゃならない、継続しなくちゃならない、次の業者に渡さなくちゃいけない、いろいろな事務的なリスクというのはあるわけです、余計な仕事ね。そういうことが発生するとともに、その会社は仮につぶれたとする、自業自得だとする。そうしますと、同じく指名業者として入札に参加した中で、適正価格で入札している人が取れないわけですよ。仕事はこの人たちには取れない。でも、

それを下回る人が取ったがつぶれた。つぶれたら、今度役所が金をかけて後始末をしなくちゃいけないと、こういう非常にリスクの高いことになってくるんですよ。これはデメリットだと思うんですよ。

ですから、今回のイオンの問題も非常に慎重に考えているんですが、答弁をお願いします。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 西山議員の再度のご質問にお答えいたします。

先ほど親の規範意識と、それから校長会でそういう督促ということについてのご質問でございました。

実は、センター方式の場合は、校長が給食費を徴収して納めることになってございます。ですから、校長会としてもこれは大きな課題なんですね。それで、この督促状については、一つだけ共通理解をしてございます。それは、あくまでも督促は親に対してするべきで、子供に督促するものではないということを通理理解を図りました。

実際には、文書は大変苦勞してつくってございます。強権にならないように、例えば学校給食法では当然食材費は保護者から取っていいということで、これで給食費というのは成立するわけですけども、そういう食材費二百四、五十円でお弁当をつくるということも大変難しい、また学校給食というのは栄養の管理もできていて、子供たちの成長に必要なものもやっている、ついでには給食費が納まらないということで、1学期末、2学期末、初めと3回出しています。

実は、2月に出したときなんです、校長さんたちと一生懸命話し合った経緯がございます。それは、やはり規範意識の問題でした。保護者に督促を出すことが規範意識を持つことになるんじゃないか。といいますのは、例えば給食費を納めない保護者は税金を納めるのか、そういうふうな親たちに育てられたときに、将来公的な費用を払うような教育というのは本当にできるかどうか、そういうようなことで話し合いました。

督促状を出すに当たっては、文章を工夫というか、物すごく苦勞して、強権にならないように、例えば何かと物入りのところは存じますが、お支払いいただきたいと存じます。都合がつかせぬときには分納でも結構ですと。学校の担当者にお知らせいただければ幸いですというような形で、分納でもいいし、お支払いしてくださいというようなことで、それで、相談は必ずしてくださいということで、やはり難しいという場合には、そこでまた話し合うという形、一気に切るということではありません。ただ、こういう文書を出すことが、保護者にとっての規範意識の醸成につながるのではないかなというような判断です。

といいますのは、督促をして毎月のようにやるわけですけども、家庭訪問したりして保護者と話し合っていきます。それでも払っていただけない。こういう席ですが、極端なことを言いますと、子供たち、夜、焼き肉屋に食事に行っても給食費は払わないという方もいらっしゃいます。本当にわずかなんですが、そういう方たちをどんなふうにしていくか。これはどこでも同じような悩みがあるかと思うんですが、そういうことで、大変校長

会、当然私たちも一緒に入って、じゃあこれでいこうということで、これを出して、今、現実的には給食をとめたお子さんはいらっしゃいません。それはお約束をしていただけたということ、それからその中の配慮と。

もう一つ、経済的に苦しいという場合には、就学援助の制度がありますので、それに出していただくというようなことで進めているところです。

給食費が未納のときにはどうかということですが、センター給食の場合は、公的な会計でやっていますので、予算があるのでそういうことはありません。ただ、自校給食の場合は、その自校の中で集まったお金で材料を買ったり支払いをするようになります。ですから、ある意味で納まっていないと自転車操業になってしまうところがあるんです。

現在は、納まっていないようなところは、業者に支払いを待っていただいて、次の入るところというふうになってしまう場合がある。ですから、実は、給食費を納めていただくということが、学校給食を維持していくためには大変重要なことで、しかも規範意識をどんなふうに高めていくかということで、あわせてこういう措置を考えたところでございます。

決して子供たちを傷つけたり、そういうことでは、その配慮は十分していているところです。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 先ほどの0.4%でいいのかというお話がございましたけれども、その点につきましては、給食費の総額ですけれども、二つのセンターで約1億8,400万円、友部自校分で約1億5,500万円の給食費になりますので、合わせて約4億3,900万円のうちの0.4%、給食費として徴収する額でございます。

議長（石崎勝三君） 副市長石川和宏君。

副市長（石川和宏君） 西山議員の再質問にお答えいたします。

イオンの国内拡大路線の修正についての件でございますが、私も2月29日付の新聞報道を目にしております。

茨城中央工業団地笠間地区へのイオンの進出計画でございますが、国内の出店計画を減速させるというイオンの中期経営計画、これを踏まえたものであるということで、既に織り込み済みだということで県の方では承知をしております、市といたしましても、そのように認識をしておるところでございます。

そのほかにつきましては、担当部長の方から答弁申し上げたいと思います。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、茨城中央工業団地に関する道路事情、道路のアクセス関係でございます。

確かに、議員がおっしゃるように、大規模の商業施設をつくる中では、周辺のアクセス



道路というのは重要な部分でございます。

具体的に、今の工業団地の周辺を見渡しますと、2本の県道がございます。さらには、先ほど議員おっしゃいましたように常磐自動車道のスマートインター、こういうものがあるわけでございまして、あそこのアクセスとしましては、大きくこの三つが挙げられるかと考えております。

そのうちの県道でございますけれども、南北にわたっております石岡城里線という道路がございます。それから、東西にわたっておりますのが大洗友部線という道路、ちょうどこの工業団地を中心としまして南北東西に分かれて道路が走っております、またバイパス計画がなされているわけでございます。

この計画につきましては、平成9年に都市計画決定されておりました、4車線ということで、全幅が27メートルということで現在進んでいるところでございます。しかし、その後、大洗友部線、それから今申しました石岡城里線につきましては、工業団地の先送りということがございまして、県においてもそういった事業の着手が控えられていたという状況でございまして、今後については早急な整備が必要になってくると考えているところでございます。

ちなみに、現在その関連で道路工事やっておりますのは、大洗友部線で枝折川の部分の下部工事をやっております、平成21年には橋梁が完成すると、こういった状況かと考えているわけでございます。

市としましても、この工業団地に対しましての商業施設の整備に当たりましては、幹線道路が有効な機能ということになりますので、県に対しまして、早期な整備ということ強く要望してまいりたいと考えているわけでございます。

さらに、先ほど議員おっしゃいましたように、友部サービスエリアのスマートインターの関係でございます。これにつきましては、平成18年10月に恒久化されてございまして、現在、順調にその交通量がふえているという状況でございます。

イオンの方のお話によりますと、この高速道路を活用した広域の客を見込んでいるということでございまして、このスマートインターというのは本当に重要なアクセスというふうに考えているわけでございます。

先ほど議員おっしゃいましたように、私なども調べさせていただいたんですけれども、このスマートインターの利用状況でございますが、現在、西山議員よりちょっと新しい数字なんですけれども、乗りおり合わせまして1日1,500台ほどの利用があるようでございます。

イオンの想定しておりますのが、1,000万人から1,200万人のお客さんを見込んでいるということでございます。車の台数にすると、約400万台年間で見込んでいるというような計画のようでございます。それを365で割りまして、1日当たりの台数どれぐらいかということになりますと、1万1,000台ということになるわけでございます。1万1,000台が入

場するということになりますれば、1万1,000台の方がまた帰るということになりますので、あの辺の道路を使うのは2万2,000台ぐらいの車の出入りが当然出てくるということになるわけでございます。

その中で、一般道からも入ってきます、それからスマートインターからも入るということで、仮に4割と見ても8,000台から9,000台、5割とすれば1万1,000台ぐらいの台数がスマートインターから出入りするような形になるわけでございます。

そこで、現在のスマートインターはどういうふうになっていますかということになりますと、出入りの際には一たん停止するといったタイプのゲートであるということでございますので、交通量が多いと、当然、ゲート内外での渋滞や交通の危険を招くという可能性は十分に考えられるわけでございます。

このためには、ゲートの複線化、さらには一時停止しなくても通過できるような形への変更など、物理的な改善もしなければならぬような状況になってくるのではないのかなと。さらには、あそこのサービスエリアの区域の拡大、そういったものも考えていかなければならない状態が想定される部分かなと考えられております。

これらにつきましては、今後、大規模商業施設の計画の具体化に合わせまして、当然県が管理しております県道でございますので、県、イオン、それからインターの部分のNEXTCO東日本、それらで検討していただけるものと、そういうふう考えているわけでございます。

以上のようなことから、当面、市の負担となるものはないのかなと考えておりますけれども、今後、想像以上の事態が発生するということも考えられるわけでございますので、関係機関と協議しながら、市の負担が極力少なくなるようなことで協議をしてまいりたいと考えております。

なお、市においてできることといえば、用地取得に対しましての人的なお手伝いといえますか、県、あるいはNEXTCO等と一体となつての用地交渉、用地取得、そういった面でのお手伝いは当然やらなきゃならないと思いますけれども、金銭的な負担については、そういった関係でございますので、ないような形でというふうに考えております。

それから、4車線化でございますけれども、先ほど申しました県道石岡城里線、大洗友部線でございますが、通常の手線でございますが、1日1万台以上の通過交通があれば4車線化ということになります。常識的な範囲で、そういった数字で現在進んでいるところでございますので、このイオンだけでも2万2,000、それから一般在来の車が通ることになれば、当然、縦横、東西南北の道路については、4車線化について早急に進むような形になろうと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 西山議員のごみの件でございます。

イオン内原、このごみにつきましては、笠間水戸環境組合、環境センターの方で搬入されておりまして、処理してございます。

昨年の実績でいいますと、ごみの量が2万1,800トンのうち約5,700トンが事業系のごみでございまして、内原のイオンのごみが約700トン、これは主に生ごみでございまして、それ以外のごみについては全部リサイクルしているそうでございます。

処理料等につきましては、環境組合の方の事業系のごみは、トン当たり2万円ということで処理している状況でございます。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 西山議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

安い低入札価格で落札した場合にデメリットがあるのではないかというご質問でございますが、確かに倒産等した場合には、議員おっしゃられるように、金銭的な損失、これは違約金で賄うこととなりますのでございせんけれども、工事の停滞、契約解除に伴います違約金、前払金の返還請求、そういうことで事務処理が発生しますし、その後のさらに工事発注、それにも職員の事務の増加ということでのデメリットが多々あるということになるかと思えます。

ただ、今回の違約金で倒産しました会社につきましては、低入札価格で落札したことが原因による倒産ではないというふうに把握しております。今年度、4件ほど低入札調査をさせていただいた会社がございまして、いずれも既に適正な工事が行われ、引き渡しを受けてございます。

今回倒産した原因でございまして、本業である建設業ではなくて、それ以外の業での負債と申しますか、ということでの倒産かと思っております。そういう意味からすれば、低入札価格で入札したもの等は、私どもの方では適正な価格というふうに判断をしております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 8番西山 猛君、あと4分でございますのでご協力のほどを。

8番（西山 猛君） 順序逆になりますけれども。総務部長、つぶれた原因とか、低入札価格と連鎖しているのかとかそういうことじゃなくて、つぶれていく人はいいいでしょう。それはその会社の努力であって、そうなったことで、ほかの事情のことを私が公の立場でここで論ずるに値しないんですよ。入札制度というものは本来そういうものじゃなくて、市がきちっとした公序良俗に基づいて、これらが常識なんだということがあってしかるべきだと思うんですよ。

でも、低入札価格という制度をとると、かなり低いラインになると思うんですよ。そうじゃなくて、もっとわかりやすく言えば、最低落札制度、先ほど言った金額の設定、そういうことをすれば、無理に仕事を取って、自分の会社の自転車操業のような部分の金に充

てることもなくて、正常な入札ができるだろうということをお話しているんですよ。だから、制度を変えなくちゃいけない時に来ているんじゃないかと。それは事情がわからないから、その会社のそれぞれの事情が。金融機関じゃないんだから、金融機関の情報じゃないんだからわからないでしょうということをお話しているんですよ。それならば、発注する側にそういう気構え、心構えを持って、今度のことを一つの教訓として考えなければいけないだろうと。

なぜならば、指名業者、要するに入札のときに指名された、例えば5社なら5社のうちの1社がそういう事情になったら、その4社というのは正常な競争には入ってないということになってしまうんですよ。この1社が、取りたいがためにそういう数字になってしまう、それを優先して市がやっていくとなると、この4社も痛手をこうむるんじゃないかなということをお話しているんですよ。わかりますか、おっしゃっていること。その点1点。

学校の関係に関しては、時間がないので、よく理解してますし、後日またお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。

イオンの件、これ今、副市長ね、大変なことおっしゃっているんですよ。この事情、わかっているんですよ、県も。県もわかっている、これからどうなるんだといったときに、私が言っているのは、いいですか、今の部長の答弁なんかもありましたけれども、県とイオンが1年間通していろいろなことやっているんだと、調整を図っているんだと。その中で、市が県に要望していくとか、検討しているとか、負担はないのではないかなという問題、それから協議をしていく、みんな漠然とした話なんですよ。そうじゃなくて、これだけの計画でもしこういう不安材料を持っているとすれば、私は、少なくともこの段階で、県の負担がこういうことで、市の負担がこういうことなんだと、市にはこういう雇用の問題からいろいろな経済的な問題、これどうなんですか、固定資産税が3年間優遇されるということになっていますけれども、このパンフレットの中では、その辺のところも、県がどういう事情か持っている部分、考えている部分、県道は市道にならないんですか。もし市道になったら、あんた方合併したんだから合併特例債使ってやりなさいなんて、こういうことだってあり得るわけですよ。いろいろなことが複合されているわけですよ、この進出に関しては、一商売の問題、一商店だけの問題だけじゃなくて、10年も20年も先見ていただきたいということをお願ひしたい。

それで、私いろいろ考えまして、どうもまだまだ閉鎖的だと思うんですよ。この議会もそうですし、政治の世界、行政の世界、非常に閉鎖的だと思うんですよ。こういうことを私は生で見ていただきたい。

市長、最後にお聞きします。市長の所見で結構です。1階にモニターがある、立派なモニターが、デジタルの、すばらしいのありますよね、液晶の大きい、何インチだかわかりませんが、あれにこういう事情を見てもらって、ひょっと何か用事があった来た人が足をとめて見てもらうような、実は岩間時代そういうのがあったんですよ。これはすば

らしい、いいことだなと思うんですが、市長、最後にその所見をお願いします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 西山議員の質問にお答えいたします。

議会を含めて執行部の公開性という意味については、大変重要かなと思っております。実は、20年度の当初予算で、同じようなことを考えまして見積もりをとりましたが、700万円ちょっとかかるという金額でございましたので、とりあえず20年度については見送りをさせていただきました。あと、議会の方でまとめてご意見をいただければ対応していきたいと思います。

以上です。

議長（石崎勝三君） 総務部長塩田満夫君。

総務部長（塩田満夫君） 西山議員の再度のご質問にお答え申し上げます。

低入札価格調査と最低制限価格制度のご質問でございますが、これにつきましては、先ほど申し上げましたように、企業努力、コスト縮減に資するため、基準価格を下回った場合に、一律失格とさせずに、経営状況や手持ち工事などを総合的に調査し、契約の内容に適合したものが履行されると判断した場合に契約を締結するという制度でございますが、これにつきましては、最低制限価格制度の場合には、入札と同時に失格になるということでございますから、今の入札、いわゆる競争性の確保という観点からは、問題があるので改められたいということで、自治省、建設省からの通達といたしますか、そういうことで平成12年2月にそういうものが出てございます。

ちょっと読み上げますと、低入札価格調査制度への移行及び低入札価格調査の結果の公表ということでございます。低入札価格調査制度は、入札参加者の企業努力及び低い価格での落札を促進する観点からは、最低制限価格制度より望ましい制度であるので、審査体制の整備等の条件整備を進め、最低制限価格制度から低入札価格調査制度に移行していくことということでの通達が出てございます。そういうことで、新笠間市におきましてもこの制度を採用し、実施しているところでございます。

他業者の痛手ということでございますけれども、これについては、低入札調査価格で落札した業者も適正価格ということで認識をしてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 西山 猛君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

なお、午後1時より再開いたします。

午後零時05分休憩

---

午後零時59分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

21番杉山一秀君、25番竹江 浩君が所用のため退席されました。

なお、19番市村博之君が着席をいたしました。

次に、10番石松俊雄君の発言を許可いたします。

10番（石松俊雄君） 10番石松でございます。

ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして一般質問を行います。

まず、1問目は、笠間市及び教育委員会の労働安全衛生管理体制についてであります。

安全で健康な職場生活を送ることは、すべての勤労者の願いであり、そうした職場環境を確保することは、すべての事業者の責務であります。このことは、地方公務員の職場にも当てはまる問題であります。

国は、平成17年11月に労働安全衛生法を改正し、残業が100時間を超える従業員から申し出があった場合、事業者に対し、従業員に医師の面接指導を受けさせることを義務づけました。

これに伴いまして、笠間市としては、職員の過重労働の現状をどのように把握されているのか。時間外勤務、すなわち職場での居残り状況や自宅持ち帰り超勤をどのように把握し、それらによって心身に不調を来している者がどれぐらいいるのか。安全衛生委員会の開催状況及びメンタルヘルスや産業医への相談回数はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

また、一昨年文科省が40年ぶりに実施しました教職員勤務実態調査によりますと、休日勤務も含めた1カ月当たりの概算で、40時間を超える残業と20時間を超える持ち帰り仕事に追われている現状が明らかになっております。しかも、労働基準法で一斉取得が義務づけられている休憩時間すら、小中学校教諭の単純平均で15分、10月から12月の期間では、たった5分から8分しかとれていません。笠間市教育委員会としても、市内の小中学校及び幼稚園の教職員の労働時間や健康状態などについて独自に実態調査を行い、教職員の健康の確保や公務災害の防止に役立てるべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

また、全国では、学校教職員安全衛生管理規程を設ける自治体が広まっております。安全衛生委員会の設置は50人以上原則と言われておりますが、労働安全衛生法第3条には、最低基準を守るだけでなく、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにとつたわれております。笠間市としても、市立小中学校・幼稚園教職員安全衛生管理規程を制定する必要があるのではないかと考えますが、教育委員会のお考えをお伺いいたします。

2問目は、全国学力・学習状況調査の結果と、それを今後どのように活用されるのか、お伺いをいたします。

昨年4月に43年ぶりに全国学力・学習調査が実施されました。どの報道機関も、基礎知識を問うA問題よりも活用を問うB問題の正答率が低かったという文科省の結果発表から、

知識の活用力の弱さを指摘しておりました。

昨年3月の定例会の一般質問に対する教育長のこの調査の目的は、全国的な義務教育の機会均等とその維持向上の観点から、児童生徒の学力、学習状況の把握とこれからの指導の改善に生かしていく資料とするものである。そして、測定できる学力は特定の一部分であることを明示した上で、序列化につながらない取り組みを指示しているというご答弁をお聞きいたしまして、私はこの学力・学習状況調査の目的を理解したところであります。

茨城県の調査結果は、児童生徒の正答率が、小学校の国語と算数、中学校の数学で全国平均をやや下回り、中学校の国語は平均を上回った。笠間市では、小学校は国や県の平均とおおむね同じで、中学校で国語が全国平均より上、数学は全国平均と同じだったと聞いております。

文科省は、今回の結果をもとに、指導の改善を図るよう全国の小中学校に要請をしておりますが、私は、今回の学力調査の結果について、単に正答率の高い低いではなく、そうした結果が出た理由や要因を明らかにしていくことが必要であると考えております。

今回の調査では、生活習慣や学習環境等に関する質問調査も実施され、家で学校の宿題をする、朝食を毎日食べるなどの項目と正答率との関係を見る目的もあったように思います。その意味で、何が学力に影響するのか、詳細な分析が必要ではないかということでもあります。

そこで3点についてお伺いいたします。

1点目は、笠間市ではこの調査の結果どのような傾向が見られたのでしょうか。また、学校ごとの特徴や課題についてどのように分析されたのか、お尋ねをいたします。

2点目は、茨城県としては、正答率よりも、小学校6年生を対象に行われた意識調査で、算数が好きと答えた割合が32.8%と全国平均を2.7ポイント下回ったことの方が重大視され、算数・数学担当指導主事7人で構成される学力向上対策チームを編成し、小中学校への訪問指導によって授業力をアップしていくことが取り組まれます。

また、全国の市町村でも、今回の学力・学習状況調査のさまざまな活用が始まっております。ふだん自分の学校で行っている学力テストとの比較分析をして授業内容の改善を図るとか、成績と学習状況の相関関係を分析して児童生徒のやる気や家庭学習の改善を指導するなど、工夫された取り組みが行われています。

笠間市教育委員会としては、今回の学力・学習状況調査をどのように活用していくのか、お尋ねをいたします。

3点目に、平成23年度から実施予定の次期学習指導要領では、学力低下の指摘に対し、ゆとり教育の反省点に初めて触れ、総合的な学習の時間や中学校の選択授業が削減される一方、国語、算数、あるいは数学など主要教科の授業時間は小学校で約10%、中学校で約12%ふえると公表されておりますが、これらが実施されると、学校において授業等がどのように変化するのでしょうか。

また、児童生徒や教職員への影響はどのようなものが想定され、教育委員会としてはどのように対応されるのか、お尋ねをいたします。

3問目は、放課後子どもプランと放課後児童対策事業についてであります。

私は、昨年3月の定例会でも同じ内容の質問を行っておりますが、当時は放課後子どもプラン事業が開始される前であったため、なかなか具体的なお答弁がいただけませんでした。そしてまた、来年度から笠間小学校児童クラブの運営業務を民間法人へ委託するという新たな展開も生まれておりますので、改めて4点について質問をさせていただきます。

まず、1点目として、東小学校で開設された放課後子ども教室の具体的な取り組み内容と、その成果と課題についてお伺いをいたします。

2点目に、昨年いただいた答弁では、放課後子どもプランの事業推進計画の策定については、教育委員会と福祉部局の具体的な連携方策、平成21年度までの計画を盛り込んだ事業推進計画や安全管理方策、広報活動、地域の協力者などの人材確保、活動プログラムの企画、事後検証、評価等を策定することで調整をしていきたいと述べられましたが、その進捗状況はどうなっているのでしょうか。

あわせて、次年度新たに2校で放課後子ども教室を開設するということですが、具体的にどの小学校でどういうことが行われるのかも教えてくださいたいと思います。

3点目に、児童クラブ、いわゆる学童保育についてであります。昨年、私は、保育時間の午後7時までの延長、さらには障害のある子供の保育を希望する保護者の声があることから、放課後児童対策実施要綱に延長保育と障害児保育について定める必要があると質問の中で申し上げましたが、担当部長にはなかなか理解いただけなかったことを記憶しております。

あわせて、市長からは、指導員の時給900円という身分の問題や責任体制を国と県の連携の中でしっかりしていきたいということ、あるいは地元の人たちがNPOやボランティア団体をつくって、そこに運営してもらう方が、行政が直接やるよりは利用者の希望にかなった幅広い運営ができると思う、そしてそういう機会をできるだけつくってほしいという、そういうご答弁をいただきました。そうした市長の考えに基づいて、笠間小学校児童クラブがNPO法人へ業務委託されることになったのだと思いますが、これによって具体的にどう保護者の希望にかなった運営に変わるのか、お尋ねをいたします。

4点目には、東小学校には児童クラブはございませんでした。ほかの小学校には既に児童クラブがございます。放課後子ども教室と児童クラブの位置づけや連携については、県が策定する実施方針、安全管理方策、放課後対策の総合的なあり方に基づいて、教育関係や福祉関係、地域の関係者で構成する運営委員会で学校及び関係部局の連携や運営方法について十分検討していきたいと、これも昨年の答弁で述べられておりましたが、今回の新たな放課後子ども教室の開設に当たっては、放課後子ども教室と児童クラブの位置づけや連携についてどのように整理されたのか、お尋ねいたします。



以上、1回目の質問といたします。簡潔明瞭なご答弁をお願いいたします。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員の質問にお答えをいたします。

児童クラブの運営は、ご承知のように、現在、すべてのクラブについて市直営による運営をしてまいりました。笠間小学校児童クラブについては、平成20年度から1年間、市内のNPO法人へ運営業務を委託することにしました。これは民間活力を生かして、利用者の希望に沿った幅広い柔軟的な運営ができることを期待するものでございます。

委託開始するに当たっては、本年1月から公募を行い、市内の二つのNPO法人から応募がございまして、先月、庁内で放課後児童クラブ委託法人選定委員会を開催いたしまして、プロポーザル方式により説明を受け、審議の結果、特定非営利法人であります笠間児童保育の会を選考決定をさせていただいたところでございます。

選考いたしました法人の事業企画によれば、親も含めた市民がNPO法人を立ち上げて、自分たちが主体的にかかわり、児童クラブを運営していくことの必要性を十分感じ、行政や地域の人たちと協力しながら、地域に根差した活動をさせていきたいとしております。

具体的には、高齢者の方々から、長年養われた知識や経験を生かし、伝承文化を伝えていくとともに、高齢者と親子世代間の交流を図っていききたいとする世代交流、保護者や地域の人たちを交え、専門の講師を招いて講演会を開催し、子供たちが安全で健やかに成長することができるまちづくりについて考えたいとする講演会の開催など、また遠足、陶芸、学習、絵画教室や笠間のまつりへの参加など、さまざまな計画を立てております。

行政では制約があり、なかなか実施できない事業など、民間活力ノウハウを生かし、保護者の希望に沿った業務運営がなされるよう法人に委託するとともに、市としても大いに期待をしているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

〔市長公室長 永井 久君〕

市長公室長（永井 久君） 石松議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、職場における労働者の安全と健康の確保により一層推進するため、労働安全衛生法が平成17年に改正され平成18年4月に施行されました。これにより、長時間労働者への医師による面接指導の実施等がうたわれたところでございます。

職員は、所属長の時間外勤務命令によりまして時間外勤務を行い、時間外勤務を行った翌日には報告をすることになっております。所属長が職員の時間外勤務を管理しております。また、翌月には、時間外勤務報告書とともに、タイムカードを職員課に提出することになっており、一括して職員課で管理しております。

その内容につきましては、平成18年度、時間外勤務手当の決算は1億5,741万5,000円で、

延べ人数につきましては7,099名でございました。時間数につきましては、5万9,249時間となっております。

平成18年4月1日現在でございますが、時間外勤務手当を支給する対象者は739名おりましたので、1人当たり年間にいたしますと、金額で21万3,000円、時間数で申し上げますと80時間となりまして、月に直しますと6.7時間、それで平成18年度、先ほどございました100時間以上勤務した者は、延べ人数でございますが、15名、それからこの部分で平成19年度につきましては現在14名でございます。

それと、自宅で仕事をするために公文書の持ち出し関係はできないことになっておりますことから、自宅におきます超過勤務は、私どもの方ではないものと考えております。

2点目でございますが、超過勤務を多くやっている者が心身の不調により療養休暇を取得している者は、現在のところはおりません。療養休暇を取得している職員はおりますが、病気、けがなど種類はさまざまでございます。そのうち心因性による休暇取得者は、平成19年度で3名おりますが、いずれも超過勤務によるものではございません。

また、超過勤務により、療養休暇をとらないまでも心身に不調を来している職員がいるかどうかにつきましては、所属長は職員に心身の不調が見られる場合は超過勤務命令を出していないので、現在のところ超過勤務による心身の不調を来している職員はおりません。

なお、平成19年度から、週に一度は残業をしない日、ノー残業デーを設けました。職員の健康管理や家庭サービス等ができるように支援しているところでございます。

3点目でございます。メンタルヘルスに関しましては、茨城県精神保健協会に笠間市職員メンタルヘルスケア業務委託をしております。毎月第1木曜日及び第3木曜日の午後1時から午後4時までを相談日といたしてございまして、職場の問題や悩みの相談、それから家庭の問題や子の問題の悩み、心の病気等についての相談、精神的な問題や悩み、その問題の相談、その他心の健康に関することを委託しているわけでございます。

平成19年度は、平成20年2月末現在でございますけれども、9件の相談がありました。また、平成19年6月と10月に茨城県精神保健協会の講師を招いてメンタルヘルス講習会を職員に対し行い、83名の職員が受講いたしてございます。そのほかには、全職員に対しまして、心の健康づくりというガイドブックを配布し意識の啓発をいたしました。今後も、講習会等を開催するなど心のケアに努めてまいります。

労働安全衛生委員会の開催状況ということでございますが、笠間市職員安全衛生管理規程により、副市長を総括安全衛生管理者に、衛生管理者には笠間、友部、岩間の各保健センターの保健師を、産業医には市立病院の院長を選出してございます。

委員会につきましては、平成20年1月に一般健診を、2月に胃がん検診を実施し、493名の職員が受診しており、そのほかに人間ドックの受診者が、3月予定者を含めると262名おりますので、その結果を受けまして委員会を開催できるように準備しているところでございますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 10番石松議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教職員の労働時間等の実態調査についてのご提案でございますが、教職員の労働時間の実態を調査するという事は必要なことであると認識しております。

ただ、教職員の勤務状況には、小学校、中学校などの校種、それから学校行事等の時期、校務分掌などさまざまな職務による違いなどがあり、それらに係る時間は一様ではございません。また、保護者からの相談、生徒指導など予測できない事態もあり、調査の仕方に難しいものがあります。これは国の調査でも、そういう時期であるとか、そういうことがございました。

今後、いつの時期にどのような項目で調査するのが適切かなど、校長会や教職員の方々と研究して、実施する方向で検討してまいりたいと考えております。

健康状態の調査につきましては、個人情報に係る部分もありますことから、法に基づいて、現在実施しております健康診断と二次検査などの事後措置等から実態を把握してまいりたいと考えております。

これまでも教職員に対しましては、これらの診断結果から養護教諭や校医からの指導も行っているところでございます。

次に、笠間立小中学校・幼稚園教職員安全衛生管理規程を策定する必要についてでございますが、教職員の心身の健康の保持、増進を図ることは、教育委員会の責務であると認識しております。

現在、教職員の安全衛生管理につきましては、学校保健法及び茨城県教職員健康管理規則に基づき、健康診断、環境衛生検査等、健康安全に関しまして計画的に実施しております。

しかしながら、近年、教職員のメンタルヘルスなどが必要になってきている状況もありますので、学校規模、これは10名程度の職員の学校もありますし、40名を超える学校もございます。そういう中で、どういう形、要するに屋上屋を重ねないような、学校には保健主事というような省令主任もございますことから、そういうものを考慮しながら、笠間市独自の教職員に係る安全衛生管理規程の整備を検討していきたい。

また、管理職の会議や教職員等を対象とする会議などの機会に、安全衛生に関する啓発をこれからも進めていきたいと考えているところでございます。

次に、全国学力・学習状況調査の結果でございますが、この調査は小学校6年生と中学3年生の国語と算数・数学科について行われました。結果につきましては、先ほど本市の特徴、議員がご指摘になったとおりでございます。繰り返しますと、A問題としては主として知識に関する問題、B問題としましては主として知識を活用して解く問題に分けて実

施されました。

笠間市の結果は、中学校国語では、A、B問題とも国県の平均を上回ってございます。また、中学校の数学、小学校の国語、算数は、A、B問題とも国、県平均とほぼ同じでございました。ただ、小学校の算数のA問題、つまり知識に関する問題でやや下回るところも見られました。

各学校でということですが、各学校では、それぞれの問題、例えば国語A、B、算数A、B、そういう各設問ごと、各領域ごとに、県の平均、国の平均等と自校の平均正答率を比較し、そして下回っているところはどこか、すぐれているところはどこか、そのためにはどういう指導の手当てが必要かということ进行分析しております。

例えば聞く、話すということが十分ではないととらえた学校では、普通の授業の中でメモをとりながら聞いたり、メモをもとに発表する活動を多く取り入れていくというような具体的な対応、それから算数、数学等で公式を上手に使いこなせないという課題のあった学校では、公式を使い、自分で問題をつくらせる活動を取り入れるというような、具体的な改善策を立てて取り組んでいるところでございます。

生活面の調査につきましては、実はこれは報告ができてございます。そこまでの分析がなかなかできない状況で、これもまた単年度のところではどうかということで、来年度の実施と合わせて生活面では分析をすると、正式に具体的な分析を進めたいというふうに考えているところでございます。

また、教育委員会におきましては、すべての学校から各1名の代表者により全国学力調査笠間市検討委員会を設置いたしまして、笠間市としての現状と課題を分析して、先生方が意識して取り組める具体的な授業改善プランを作成し、各学校に配布するとともに、市の教育情報ネットワークへ掲載したところでございます。

さらに、教務主任と研究主任を対象に、授業改善プラン及び県が作成した学校改善支援プラン活用についての説明会を実施し、授業改善に向け課題への取り組みを指示したところでございます。

次に、授業時数の増加に係る児童生徒や教職員への影響ということでございますが、各教科の授業時数は、学校教育法施行規則で規定されます。今般公表された新しい学習指導要領では、小学校3年以上の学年では、中学校も含めて現行より総時数で35時間ふえることとなります。これは週当たり1時間の増加ということで、現在、小学校の3年生以上になるわけですが、5時間で終了する日が週3日ございます。中学校では、同じように5時間で終了する日が週2日ございます。それが1日ずつふえるということになります。こうすることで、学校全体としては大きな授業時数の増加による影響はないと考えます。

しかし、教科の授業時数に増減があるということですので、教科担任制をとる中学校では、これまで以上に授業時数の不均衡をもたらす可能性もあります。

また、児童生徒にとりましては、学習の内容は現行と余り変わっていないので、ふえた

時間の分だけ、例えば理科などでは丁寧な実験をして、その結果をもとに話し合っていく、自分の考えをまとめて話し合っていくというような活動を取り入れる、そのように個に応じた指導がより徹底されることとなります。

教育委員会としましては、県に教員定数計画の改善を要望しますとともに、学校訪問などの機会において各学校の実態を確認するとともに、必要な助言、指導を行ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） それでは、私の方から放課後子どもプラン関係につきまして答弁をさせていただきます。

まず、初めに、東小学校で開設された放課後子ども教室の具体的な取り組みや内容ということでございますけれども、東小学校につきましては昨年5月に開級いたしました。毎週月曜日と水曜日に実施しております。本年19年の2月までで54回、延べ参加児童数ですけれども、約751名の児童が参加しております。

教室での活動内容でございますけれども、学習アドバイザー、安全監視員、学習コーディネーター、地域学習ボランティア等の協力によりまして、将棋、太極拳、民話、読み聞かせ、昔遊び、ふるさと探検隊、またおやつづくりなどを行っているところでございます。

成果としましては、高学年と低学年の子供たちのコミュニケーションがとれるようになってきたことや、地域の方々のかかわりが予想以上にたくさんの方に協力をいただいて、積極的な地域でのコミュニケーションづくりにも役立っているということでございます。

課題につきましては、地域学習ボランティアの方々をもっと多く携わりメニューがふえれば、さらに充実した内容になるのではないかと考えております。

次に、放課後子ども教室の事業推進計画策定の進捗状況でございますけれども、新たに開設する学校についてのご質問もありますけれども、計画策定につきましては、笠間市放課後子どもプラン運営委員会設置要綱に基づき、教育関係者、児童クラブ指導員、地域のボランティア、PTA関係者等の方々にご意見をいただきながら進めております。今年度は、2回開催しております。この中では、22年度までに全小学校で導入するという目標がありますが、学校や地域の事情を十分配慮して進めてまいりたいと考えております。

また、20年につきましては、現在の東小学校のほか、友部地区の大原小学校、岩間地区の岩間第三小学校の2校を開設する予定で準備を進めております。

教室の内容につきましては、各学校に運営委員会を設置していただきまして、地域の協力を得て、学校や地域の特色に応じた特色のあるプログラムを作成していただき、実施してまいりたいと考えております。

具体的な内容につきましては、今後、その協議会の中で協議していただくことになると

思います。

もう1問、放課後子ども教室を開設するに当たっての児童クラブとの位置づけや連携についてでございますけれども、子ども教室につきましては、すべての子供を対象にして、安全安心な子供の活動拠点、居場所づくりにとらえておるところでございます。したがって、開催日数、時間については、その開級する学校、地域の実情に応じて運営協議会の中で検討協議し、決定していただき、取り組んでまいりたいと考えております。

また、連携につきましては、児童クラブの子供たちが教室に参加する場合には、開催時間帯であれば受け入れる体制でありますので、放課後子ども教室と放課後児童クラブとの連携は十分に可能であると考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 幾つかお聞きしたいことがございますので、再質問をさせていただきます。

一つは、労働安全衛生管理体制の問題についてですけれども、私が知りたいのは、1億円以上の超勤手当の予算だとか、全体の5万9,249時間という超勤の時間を聞いても仕方がないわけでありまして、質問をしているのは、労働安全衛生法というのが改定をされました。この改定の意義というのは、過労死や過労自殺を防止していくということが大きな意義でございますので、そのためには労働安全衛生法にのっとった職場の労働安全衛生管理体制をきちんと整備をしていこうじゃないかということなんですね。その一環として、100時間以上の超勤をやっている方ご自身が申し出た場合は、産業医、医師にちゃんと指導を受けさせなければならないと。

これは質問の中で申し上げたことなんですけれども、ご答弁の中でお話をいただきましたのは、例えば健康診断をやっているだとか、悩みの相談室をやっているだとか、そういうことはやられているわけなんですけれども、笠間市職員安全衛生管理規則というのがございます。これは労働安全衛生法に基づいて設置をされている規則でございますけれども、総括衛生管理者というのは副市長ということで、それ以下きちんとこの規則に沿って衛生委員会のメンバーは選出をされていると思うんですが、規則の第6条と8条には、衛生管理者は週1回以上、それから産業医は月1回以上の職場の巡視をしなければならないと書いてあるわけですね。こういうことがちゃんと行われているのかどうかということを私どもは知りたいわけです。

相談窓口を設けて、相談に来るのはいつでもオーケーですよということなんですけれども、しかし、仕事に追われている人間は、そういうことで自分の調子がおかしいのは職場の仕事量の問題等々ということでみずから相談に行くというのはなかなかないわけですね。それを客観的な目を見て、職場の労働条件、労働状態を改善していくのが、この労働安全衛生委員会の大きな役割なわけですから、衛生管理者が週1回以上、産業医が月1回以上

の職場の巡視をして、職員の状態、職場環境を検討して改善をして検証していくという、この労働安全衛生委員会のサイクルが機能していかないと、私は労働安全衛生法にのっとった労働安全衛生管理がされていないのではないかと、そういうふうに判断をするわけです。

健康診断等々の結果を受けて、委員会の準備をしているというふうにおっしゃったわけですが、こういうことではなくて、笠間市職員安全衛生管理規則にのっとった運営をやるべきだと思うんですが、この辺のご見解、それから安全衛生委員会の中で議論されたことは、やはり私は安全衛生委員会ニュース等々発行して、情報開示していく、職員に明示していくということも、これまた必要なことだろうと思うんです。そういうことがやられていないということではなからうかと思うわけですが、その辺の状況とそういうことに対するご所見について、きちんとご答弁をいただきたいということです。

それから、もう一つは、所属長が命令していない、あるいは自宅での公務文書の持ち出しはできないということから、自宅での超過勤務の実態はないというふうに公室長は明言をされたんですが、もう一度確認をいたします。これはないというふうに判断をしていいんでしょうか。私どもが聞いている実情とは違うような気がするんですが、この辺についてご見解をもう一度お尋ねしたいと思います。

それから、学校の問題についてお尋ねをいたします。

学校も、私は労働安全衛生法が適用される職場であろうかと思うんですね。50人以上の規模の事業所は、衛生管理者、産業医、衛生委員会の選任設置が義務づけられているわけですが、笠間市内の小中学校で50人以上の事業所規模に該当する学校はあるのかどうか。

それから、50人以上に該当しない、いわゆる小規模の事業所であっても、衛生推進者の選任というのは義務づけられているわけですが、これについてはどうなのかということですね。50人以上でない学校については、そういうことがちゃんとやられているのかどうかということ。

それから、もう一つは、先ほどの質問ともダブるんですが、今般の労働安全衛生法の改正で、100時間を超える者については医者に面談をさせなければ、もちろん当事者が申し出るということが前提ですが、この100時間を超えるという判断をやはり私はする必要があると思うんですが、今の教育長のご答弁だと、非常に業務として校務分掌として難しいということはあるんですが、しかし基準を設けなければならないと思うんですね。

ご答弁の中で、笠間市立小中学校、幼稚園教諭を含めた安全衛生管理規程を検討していきたいとおっしゃったので、その検討の中でされることであろうと思うんですが、しかし、衛生法の改定の実施の時期は4月からということで決まっておりますので、4月から具体的に対応しなければならぬわけですね。対応しなければならぬ際、産業医がちゃんと選定されていなければなりませんし、先ほど申し上げました衛生推進者の選任も行わ

れていなければ4月から実施ができないと思うんですが、この辺の具体的な準備状況、されているのかどうか、これもきっちりご答弁をいただきたいなということです。

それから、2問目の全国学力・学習状況調査の結果については、ネットワークに掲載されたということで、私、見てなくて大変申しわけないんですけども、見ておりませんでしたのでこういう質問をさせていただきました。

私は、当時は小さい子供でしたから実情は知らないんですけども、1950年代から60年代にかけて非常に過当競争が問題になって、一回学力テストが中止になったという経過があるということも伺っております。

それから、世界で非常に学力が高いと言われているフィンランドなどでは、テストと序列づけをなくして、発達の視点に立った生徒評価ということがかなり評価をされているというもお聞きをしているわけですね。そういう意味で、果たして学力テストというものがいいのかどうかという賛否両論があると思うんですが、ただ、笠間市としては学力テスト実施するという道を選択をしたわけですから、私は、この学力テストを教育長が去年の3月でご答弁をされました内容のとおり活用していくというのが大事ではないかなと思うんですが、ただ、気になるのは、この学力テスト自体が、そういう目的に使われるのではなくて、子供同士の格差づけ、学校の格差づけになっていく危険性をはらんでいるということも、私はきちんととらえておかなければいけないんじゃないかなと思っているわけです。

そういう意味で、都道府県教委は市町村別の公表、市町村教委は学校別の公表をやってはいけないというふうになっているわけですけども、市町村の教育委員会が管理している学校が学校全体の公表を行うということは、学校にその判断はゆだねられているわけですが、もし情報公開の請求が市民からあった場合、どういう対応されるのかなというのが非常に気になっているわけですね。きちんとした運用されていけば、私は問題ないと思うんですが、これが格差づけ等々、競争の強化等々にならないようにしていくという、そういう対策が私は必要だろうと思うので、その結果の公表についてどのように対応されるのかということをお聞かせをいただきたいということです。

それから、もう一つは、学習指導要領の改訂の問題なんですけれども、私はこのポイントは、ゆとり教育から脱却をするというところが、今回の学習指導要領のポイントだと思うんですね。これはいい悪いという議論はあります。しかし、学習指導要領は、ゆとり教育から脱却をして、総合学習を削って、基礎学力を高めるための授業をふやすというわけですね。そうなった場合、笠間市で行われている総合学習ということについて、これがどう評価されて、今後どうなっていくんだろうかということなんです。

先日、産業経済委員会の中で、農林業振興基本計画というのが説明あったんですね。その中で、食育だとか環境教育というのを総合学習でちゃんとやりますよという話があったんですが、しかし、一方では、新しい学習指導要領では減らしていくというふうに言って



いるわけですが、この辺の関係、笠間市の教育委員会としては総合的な学習に対してどう評価され、今後、指導要領の改訂とあわせてどのように対応されていくのかということも、もう少しお聞かせをいただきたいということです。

それから、3問目の放課後子どもプランと放課後児童対策事業の中の学童保育の問題についてでございますが、NPO法人に委託されることによりまして、世代交流だとか、講演会、遠足だとか陶芸関係、それから陶炎祭への参加等々、幅は広げられるだろうなという意味では、私も大いに期待をしていきたいなと思うわけですが、これもまた質問の繰り返しになりますが、昨年3月の中で質問をいたしました午後7時までの延長保育の問題、それから障害をお持ちの児童の保育を何とか学童保育でやっていただけないかという保護者の希望もあるわけですが、そういうことがこの民間委託によってかなえられるのかどうかということをお聞きしたいわけですが、その辺をお教えをいただきたいということです。

それと、もう少し突っ込んでお聞きしたいのは、放課後子どもプランの問題と一緒に、71名以上の学童保育に対しては国からの補助金が出ないということも聞いているわけですが、こういうことになると、笠間小学校の定員80人、友部小学校の定員120人となっておりますけれども、これについてはどう対応されるんだろうかということです。これもご答弁の中にありませんでしたけれども、国ではそう決まっておりますので、この対応状況についてもお聞かせをいただきたいということです。

あと放課後子どもプランの問題についてなんですけど、いま一つ前回のときもわからなかったんですけど、放課後子ども教室を平成22年度までに全小学校で実施をするということはわかりました。しかし、笠間市としての放課後子どもプランというものの、このプランの推進計画とかそういうものは策定をされるのではなからうかと思うんですけど、その策定の進捗状況についてお伺いをしたいわけです。

ただ、全小学校で放課後子ども教室は22年度までにやるということについては理解をさせていただきましたが、その辺のところをきちんとお聞かせをいただきたいということです。

以上、再質問させていただきます。

議長（石崎勝三君） 25番竹江 浩議員が着席いたしました。

市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） 石松議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

今度委託を予定しております笠間小学校の児童クラブの市内のNPO法人につきましては、企画書によりまして、時間は6時半までという計画になっております。障害者保育については、企画書の中では取り上げておりません。課題として、スタートまでにはよく話し合いをさせていただいて、取り組みをしていきたいなと思っております。

ただ、時間の延長等については話し合いの中で解決できる問題であろうかと思いますが、障害者の部分についてすぐに対応というのは、今の企画の段階ではのっておりませんので、なかなか難しいかなと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 再度の石松議員の質問にお答えをさせていただきます。

1点目でございますが、笠間市職員の安全衛生管理規則の中の6条の中で、衛生管理者、この部分につきましては毎週1回作業所を巡視しと。それと、第8条の中で、産業医は少なくとも毎月1回ということでございます。この部分については、まだ現在は巡視は行っておりません。今後、できるだけこのような規則に沿った形で進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、笠間市衛生委員会について開催した場合は周知をとということでございますが、この部分については周知を図ってまいりたいと考えております。

それから、3点目でございますが、自宅で仕事をする、持ち帰りはないのかと。先ほどは、ないものと考えているということでお話をさせていただいたわけでございます。私どもの方では、基本的には公文書の持ち出しはできないということの中でございますので、ないものとは考えておりますが、これはすべてを把握しているわけではございません。その中では、今、議員お話がありましたような部分があるかと思っております。ただ、私どもの方では、基本的にはないものと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 石松議員の再度のご質問にお答えいたします。

本市では、50名以上職員がいる学校はございません。

それで、実は、学校というのは校医が配置されております。あとは、省令主任として保健主事があります。それから養護教諭があります。そして、学校の保健関係の仕事として、学校保健委員会という委員会、これは薬剤師であるとか校医さん、職員とPTAとが組織している組織があります。小さな学校でも大きな学校でも、必ずこういう組織がございまして、そこに新たにそういうものをつくって屋上屋を重ねてしまうような状況になっては、学校の先生方への負担が多くなるという場合もございます。

したがって、私どもは、そういう既存の組織と、これは子供たちの健康と教職員の健康ということで今それぞれの仕事があるわけですから、それを教職員の健康にもというように形で制度等ができればいいなと思っております。この辺はもう少し検討が必要だと思っておりますが、今現在機能している、職員に対する保健主事であるとか、校医であるとか、そのかわりは大事にしていきたいと思っております。

それから、学力診断テストの公表ということですが、これは私どもの方の考え方は変わ

ってございません。個人が特定できる、それから学校が特定できるような公表は避けるという方針は変わりございません。

ただ、やったことについて、うちの学校の傾向はこういうことでしたというようなことは、保護者に学校通信等を利用して行ってございます。つまり私がここで結果をお話したような形のもので、正答率がどうだとかそうではなくて、こういうところに努力が必要だというような公表をすると、地域の方には公表するというような形にしております。

三つ目ですが、総合的な学習が削られたということで、本市では総合的な学習についてどんなふうに評価をしているかということです。

実は、総合的な学習の時間というのは、教員にとっては大変おもしろい授業であるし、子供にとっても必要な授業でした。ただ、それが本当にその趣旨で機能してきたかどうかということについては、やはり正直なところ疑問もございます。子供たちが自分たちで課題を見つけて、そして自分たちが課題解決の方法を考えてやっていく、そして課題を解いていくというような形になるかと思うんですが、そういうことについて、やはりもう少し十分な手だてが必要だったという認識は持っております。

ただ、来年度も、中学校で2時間、小学校で3時間強の総合的な学習の時間が残ります。ですから、根幹は教科の中でねらいを持って、例えば社会科の歴史的なことであっても、郷土教育であっても、それから環境だったらば理科と、そういうふうに教科の中にまたがるところにねらいを持って総合的な学習と教科との兼ね合い、要するに基本的な知識がないと新たな学習の展開ができないという観点もございますので、そういうつながりを大事にして学校教育の中に生かしていきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 2回目のご質問にご答弁を申し上げます。

放課後子どもプランの推進事業計画についてでございますけれども、現在、その計画案について委員会の方で協議をして進めているところでございます。

実施計画の案の内容でございますけれども、年度別の事業計画、また20年度以降の実施予定、その他安全管理の方策とか、ボランティア等の地域協力者の人材確保等を練り上げて、早い時期にちゃんとした形で作成をしたいと考えております。

議長（石崎勝三君） 10番石松俊雄君。

10番（石松俊雄君） 一つは、安全衛生管理体制についてご答弁訂正していただきたいんですが、できるだけ規則にのっとって、できるだけじゃないと思うんですね。規則にある以上は、規則にのっとった形で直ちにやっていただきたいということ、これご答弁し直していただけないでしょうか。規則がある以上は、守るべきだと私は思います。

それから、学力テストの問題については非常によくわかるんですけれども、先ほど言いました4月から実施されますよね、労働安全衛生管理規程の改訂に伴って。その場合、く

あいが悪いからと申し出た場合、その教職員の方が100時間を超えているのかどうか、一体どうやって判断するんだろうかというのが一つと、それからもう一つは、相談をその方が申し出た場合、校医さんに相談する、それは校医さんでも結構だと思うんです、お医者さんであれば。ただ、私は、校医だとか保健指導主事とか養護教諭さんを新たに位置づけし直すという作業がきちんに行われていないと、あくまでも養護の先生は子供たちのためにいらっしゃるわけですし、校医も子供たちのためにいるわけですから、それが教職員のためにもという位置づけをきちんとし直すということが、この法律の改定の意味だろうと私は思いますので、これは4月の実施に間に合うように、産業医の指定と、労働時間の管理、100時間以上なのかどうかということがわかるような体制はぜひとも学校の中で組んでいただきたいなと思うんですが、それは最低でもやっていただけないでしょうかということです。

それと、放課後子どもプランの問題については、私も運営委員会の設置要綱、規則は見せていただいたんですが、やっている途中だということだろうと思うんですけれども、できるだけ早く明確にしていっていただきたいというのが第一ですが、前回の質問の中でも申し上げたんですけれども、放課後子ども教室と児童クラブ、この関係の整理をきちんとしていただきたいということなんですね。学びや遊びの場というのが放課後子ども教室で、児童クラブというのは家庭生活の代替をする場なので、それは混同したり同一化されては困るんですね。そこの整理がどうなるのかということだけは、早急に明確にしていっていただきたいんですが、それはもう出ているんじゃないかなと思うんですけれども、その辺をきちんとよければご答弁をいただけないかということなんですね。

それから、最後にしますが、私は、この放課後子どもプランの問題、あるいは幼保一元化の問題、それから幼、小、中、高、一貫教育の問題等々考えましたときに、子育て支援だとか子供の教育問題というのは、縦割り行政を乗り越えた施策が求められている、そういう時期に私は来ているのではなかろうかと思うんですね。

そういう意味でいいますと、新年度予算の中で、教育問題ではありませんが、観光促進アドバイザーを民間から取り入れるなどという新しい発想をされている部分等々がありますが、私は、この子供の問題についても、福祉部と教育委員会の垣根を乗り越えて常時恒常的に政策の議論や政策の立案ができる、そういうシステムをぜひ私は考えていただきたいなと思うんですね。できれば子供の視点に立った施策を実行する部ないしは課みたいなものがあればいいなと思うわけですが、そういうことに対する市長のご所見がございましたら、お伺いをしたいと思います。

議長（石崎勝三君） 市長山口伸樹君。

〔市長 山口伸樹君登壇〕

市長（山口伸樹君） ただいまの質問の前に、訂正をさせていただきたいと思います。

笠間小学校の児童クラブにつきましては、現在も障害児を受け入れておりますので、N

PO法人の運営になっても、引き続き障害児の受け入れは行っていきたいというふうに訂正をさせていただきます。

それと、子供施策を一元化して、一つの部で対応していくことが必要ではないかというご質問でございますが、市では、昨年、全庁的な少子化対策本部を設置をさせていただきました。そして、子供施策の中心であります次世代育成支援行動計画、そういうものを策定いたしましたして、それにのっとった施策の展開とあわせて、来年度の予算につきましては、少子化対策に重点を置いて予算を組ませていただいたわけでございます。それらのものの実施においては、その少子化対策本部を中心に施策の展開を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 石松議員の再々質問の中で、先ほどの答弁の中で、今後是可以だけというお話をさせていただきましたが、今後は規則に沿った形で対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 石松議員の再度の質問にお答えいたします。

ただいま100時間という時間をどうやって管理をしていくかということです。教員の場合は、県の教職員の勤務時間に関する条例がございまして、例えば修学旅行で宿泊があったりするようなどときには勤務の割り振りとか、それから生徒指導上でおくれたときには勤務の割り振りとかということで、その教員が次の日の何時間ずつと分割して休みをとるといようなことができるようになってございます。

また、学校は、出勤時間と最後に退勤したものの時間を書くということで、学校日誌の中にそういうふうに、大まかですが、要するに勤務時間等の確認をしております。

ただ、具体的にどういうところでどれがどのぐらいというようなこと、これはやはりシステムをつくっていく必要があるということで調査の項目という研究、ということでお話したということでございます。

4月から100時間を超える申し出があればということです。実は、校医さんは職員の健康も管理しております。これまでもそういうときに、例えば血圧が高いんだけども検査をしていただける。そういうところで相談をしたり、受けられる態勢になっております。

したがって、そういう部分をどのようにしていくかということ。とりあえず4月からは申し出があったときは、校医さんに相談にのっていただくように手配していきたい、と考えてございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

教育次長（加藤法男君） 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携ということで

ございますけれども、基本的には放課後子ども教室につきましては、日没30分前には帰すということが基本でございます。1年生から6年生まで対象ですけれども、そういうことが基本ですので、その後ですね、児童クラブの方に席をおいている子どもについては児童クラブの方に行って、保護者が迎えにくるまでそちらの方で生活環境面でのいろいろなことを受けながら時間を待つ、待機しているというようなことになると思います。それで、現在のところ笠間市におきましては、14の小学校のうち、現在の放課後子ども教室を行っている東小学校以外はすべて児童クラブがございます。

そういう関連から放課後子ども教室を希望される方、その前に子ども教室を希望される者、そしてその後に児童クラブの方を希望される者それぞれに連携は十分に、時間もその後引き続いて受け入れてもらえるような環境になりますので、その連携は十分に図っていただくと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 石松俊雄君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後2時15分に再開いたします。

午後2時03分休憩

---

午後2時15分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、16番横倉きん君の発言を許可いたします。

16番（横倉きん君） 16番、日本共産党の横倉きんです。

通告に従い一般質問を行います。

まず、初めに、水道料金の値下げを求めて伺います。

住民税や国保税、介護保険料などの値上げ、また、灯油やガソリンを初め、諸物価の値上がりが続いています。市民の暮らしを圧迫しています。

水は、命の源と言われ、水道事業は大切な市民生活と健康を守る重要なものであります。水道水は、安全で、おいしく、また低価格で、しかも安定した供給の保障が求められています。

しかし、現在の笠間市の水道料金は、一般家庭で多く使われている13ミリ口径で月20立方メートルを使用した場合、笠間水道事業で4,567円、県内の66水道事業所のうち高い方から数えて10位、岩間水道事業は3,832円で30位、友部水道事業は3,680円で34位になっています。

県内に四つの県広域水道事業体がありますが、笠間市が利用している県中央広域水道事業が、県内で一番高い水道料金体系になっています。現在、笠間市の水道事業は旧自治体のまま運営されていますが、平成22年に統一が予定されています。

そこで、伺います。

現在、水道事業は笠間、友部、岩間に分かれています。平成18年度の笠間市の3水道事業を合算しての年間の総配水量、県からの供給水量、地下水の利用水量、県との契約水量のうち利用されていない水量について伺います。

次に、笠間市の認可されている地下水の最大取水量は幾らになっているのか。また、水道事業建設に伴う企業債はどのようになっているのか、伺います。

具体的に、私は高い水道料金の値下げを求めて伺います。

第1点は、県中央広域水道との受水契約水量の見積もりが、過大な人口と消費を想定し、余分な受水になっているのではないのでしょうか。第2点は、現在ある地下水の利用水量をふやして、県水の受水契約を減らすことができるのではないかと。第3点は、水道事業の建設で借り入れた企業債の返還について、繰上償還と借りかえの枠を拡大し支払い利息を軽減すべきと市長に政府に要請してほしいということです。第4点は、笠間市の将来の県中央広域水道との契約水量は日量2万8,438立方メートルとなっていますが、その契約水量の根拠はどのような要因をもとに決められたのか。現在、適切な水量と判断されているのか、伺います。

次に、食の安全と学校給食について伺います。

今日、食の安全性と信頼性が揺らぎ、国民の中に不安が広がっています。その原因が、食品の賞味期限切れ、食品の偽装、食品への農薬や殺虫剤の混入等によるものなどです。

また、輸入食品が多く出回っておりますが、その輸入食品の9割が無検査で輸入されており、しかも冷凍加工食品の農薬検査は、まるで実施していなかったことです。中国からの輸入冷凍ギョーザ事件は、食料自給率39%で海外に依存する日本の食の脆弱さを改めて示しました。

これらの状況の中で、国民の間に食の安全性の確保が強く求められています。新鮮で生産者がわかる地産地消が見直され、期待も高まっています。成長期の子供たちは、とりわけ安全で安心できる食事が保障されなければなりません。児童生徒の健全な育成を目的にした学校教育の中では、安全の確保、食育教育に責任を持って取り組むことが求められています。

そこで、学校給食の現状と安全について伺います。

自校方式とセンター方式での現状について、笠間、岩間センター、自校方式の各学校における給食数はどうなっているか。二つ目には、地産地消の食材、食品と、使用頻度と使用量、米飯給食の週当たりの実施状況と米の生産地と年間の使用量、冷凍食品の種類、使用実施、週当たり年間の使用量と生産国。

二つ目には、食材、食品の安全性と信頼性の確認はどのような方法で行われているのか。

三つ目には、地産地消の拡充を求めて伺います。

新鮮でおいしく、栄養価が高く、食材の安全性の確認がとれやすい地産地消の拡大を求

めますが、笠間給食センター、岩間給食センター、友部の各学校でどのような取り組みが検討されているのか、伺います。

学校給食に利用する食材の生産に対する取り組みは、学校任せでは地産地消の拡大は難しいのではないのでしょうか。行政が生産者や農協など協力体制を強め、必要な品目、数量の生産と供給が保障できるよう求めますが、見解を伺います。また、生産者の協力を得るためには、価格保障など手だてが必要ではないのでしょうか。

栄養バランスのよいご飯食を中心とした食生活を見直す点でも、米飯給食の回数をふやし、米の消費をふやすべきではないか。安全性の高い食材の利用には、費用の高騰が生まれています。食材に対して補助をふやすことを求めますが、見解を伺います。

四つ目として、笠間給食センターの老朽化と対策について伺います。

笠間給食センターの老朽化が進み、建てかえが必要になっています。自校方式は、食の安全性の確保、新鮮な地元野菜の利用の推進の点、献立の種類、豊富な食材の確保や選択の自由度の大きいことから、センター方式から自校方式に転換すべきと考えますが、その見解を伺います。

次に、障害者控除の申請について伺います。

税の申告において、障害者控除手帳を所持している人は、障害者控除または特別障害者控除を受けることができます。また、手帳は所持していなくても、介護認定を受けている65歳以上の方で手帳の交付を受けている人と同程度の障害があると認定された方については、障害者控除対象者認定書の交付を受け障害者控除が受けられます。障害者控除では、所得税で27万円、住民税は26万円、特別障害者控除では、所得税で40万円、住民税で30万円の控除が受けられます。

私は、この制度を何度か議会でも取り上げてきました。昨年の12月6日の笠間の週報にも載せていただきました。申請した方は大変喜んでおられます。しかし、現状はまだまだ本制度が知られていません。また、理解されていないため、要介護認定者が現在1,877人おられますが、障害者控除を申請し税控除を受けられた方は51名であります。

そこで、私は、この制度が利用できるよう、現在65歳以上のすべての要介護認定者に対し周知徹底を求めたいと思います。第1点は、要介護認定を受けている全員に制度の内容を知らせ、障害者控除対象者認定書交付申請書を送付することを求めます。第2点は、地域包括支援センターの関係者、ケアマネジャー、ヘルパーなどの人たちが、本制度について要介護認定者や家族の方に必要な説明や援助ができるよう取り組みを求めます。見解を伺います。

最後に、不要になった入れ歯の回収ボックスの設置について伺います。

入れ歯には、固定用の金属、かぶせ物にはパラジウム合金や金、銀など貴金属が使用されています。資源的には貴重な元素であり、回収し、利用する価値があります。これらの入れ歯をNPO被保険者日本入れ歯リサイクル協会が精製すると、1個当たり2,500円に



もなると言われています。この回収した入れ歯の収益は、日本ユニセフ協会に45%、市の社会福祉協議会に45%の還元があり、残りの10%は、日本入れ歯リサイクル協会の運営資金として使われています。

これらのことから、国際貢献や福祉に役立ち、利用されないで眠っている貴重な資源を再利用するために、本市も不要入れ歯の回収ボックスを市の市庁舎のロビーや福祉事務所に設置することを求めますが、その見解を求めて、1回目の質問を終わります。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

〔上下水道部長 早乙女正利君登壇〕

上下水道部長（早乙女正利君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

初めに、笠間市の3事業を統一したのものとして、年間の総配水量等のご質問にお答えいたします。18年度の年間総配水量は801万1,720立方メートル、県からの供給水量は454万1,836立方メートル、地下水の利用水量は346万9,884立方メートルでございます。

の県水の契約水量でございますが、平成18年度の日当たり基本契約水量は、笠間水道事業が6,700立方メートル、友部水道事業が5,000立方メートル、岩間水道事業が2,500立方メートルでございます。3事業で、日当たり基本契約水量は1万4,200立方メートルでございます。また、契約水量のうち利用されている水量は、日当たり1,756立方メートルでございます。

次に、の地下水の最大取水能力でございますが、日最大で笠間水道事業1,462立方メートル、友部水道事業9,287立方メートル、岩間水道事業が4,200立方メートルでございます。

の水道事業の企業債でございますが、主な用途は、拡張工事、老朽管布設替え、また配水管布設等でございます。平成18年度決算時での未償還残高は、笠間水道事業が31億6,597万2,000円、友部水道事業が16億9,212万円、岩間水道事業が6億8,465万6,000円でございます。

次に、の1で、県中央広域水道との受水契約水量でございますが、認可では、日量当たり笠間水道事業1万5,338立方メートル、友部水道事業9,100立方メートル、岩間水道事業が4,000立方メートルでございます。

現在の契約水量は、笠間水道事業が6,700立方メートル、友部水道事業が5,000立方メートル、岩間水道事業が2,500立方メートルございまして、配水量及び県水購入の実績水量に合わせた契約でございます。また、地下水の増量でございますが、友部、岩間水道事業につきましては現在の取水量は現取水能力の最大であり、笠間水道事業につきましては地質により地下水での対応が困難な状況でございます。

の2、企業債の償還についてでございますが、3事業とも、利息5%以上の企業債については、既に平成19年度から3カ年で繰上償還を行っていくこととしております。平成20年度は、笠間水道事業が4億2,918万4,000円、友部水道事業が4億1,451万1,000円、岩

間水道事業が4,045万3,000円、合計で8億8,414万8,000円の繰上償還を行い、3年間の合計で13億4,815万5,000円の繰上償還を行い、利息2.5%での借りがえを実施することで、約3億1,100万円の利息が削減される試算となっております。

次に、の3でございますが、茨城県中央広域水道での契約水量日量2万8,438立方メートルは、3事業がそれぞれ認可申請の際に提出した計画受水量でございます。内訳としましては、笠間水道事業が1万5,338立方メートル、友部水道事業が9,100立方メートル、岩間水道事業が4,000立方メートルでございます。受水量、水道料金の見直しにつきましては、現在、水道運営審議会において検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。

〔教育次長 加藤法男君登壇〕

教育次長（加藤法男君） 横倉議員のご質問にお答えしたいと思います。

初めに、自校方式とセンター方式の現状についての中各学校における給食数でございますけれども、笠間センターにおきましては約2,560食、岩間センターにつきましては1,550食、自校方式の友部地区の7小中学校では3,380食ということで、市全体で7,490食をつくっております。この中には、教職員分も含まれております。

次に、地産地消の品目と使用頻度、使用量でございますけれども、平成18年度市全体の実績から、主な品目としまして、多い順でございますけれども、ニンジンが4,300キロ、キュウリが2,830キロ、タマネギが2,174キロ、キャベツが2,050キロ、そのほかでございます。使用頻度については、野菜等については毎日でございます。

米飯給食の週当たりの実施状況と米の生産地と年間の使用量ということでございますけれども、笠間センターにおきましては、週2.5回、2万3,320キロ、岩間センターにおきましては、週3回、1万5,800キロ、友部地区、週3回の学校と3.5回の学校がございますけれども、合わせて3万7,300キログラム程度でございます。生産地につきましては、すべて笠間産の米ということでございます。

次に、冷凍食品の種類と使用実績ということでございますけれども、種類につきましては、ハンバーグ、春巻き、コロケ等全品目で36品目になります。年間の使用量につきましては、把握できませんけれども、製品の場合、週当たり一、二回は冷凍食品の使用がございます。また、原材料としての使用になると、使用量の多い少ないということはございますけれども、ほぼ毎日冷凍食品が含まれるという状況です。生産国につきましては、先ほど村上議員の一般質問の中でもお答えしたとおり、グリーンピース、ブロッコリー、マッシュルーム、エビ等でございます。

次に、食材、食品の安全性と信頼性の確認はどのような方法で行っているかということでございますけれども、笠間センターにつきましては、新しく使用する材料につきましては検査表の提出等を求めています。すべて配食前には検食をするということでござい

す。岩間センターにつきましても、納品時の検収で賞味期限や産地、包装状態の確認、生鮮食料品は当日必ず納入してもらおうということをごさいますして、同じように配食前にはセンター長が検食をし、学校に配食後は校長が最初に検食をするという状況でございます。友部につきましては、各校とも、成分表の確認、製造年月日、賞味期限、産地等を確認しております。このものについては、栄養士、または調理の担当者が検査をしているということでございます。

次に、地産地消の拡大ということで、新鮮でおいしい、栄養価が高い、食材の安全性の確認がとれやすい地産地消の拡大、笠間センター、岩間センター、友部の各校はどのような取り組みを検討されているかということでございますけれども、この件につきましても、先ほど村上議員にご答弁申し上げたとおり、地産地消につきましては、一昨年の12月でも同じようなご質問にお答えしたかと思えます。市の考えを申し上げたと思えます。地元で供給できるものは使わせていただくこととしておりまして、納入業者には地元産を優先して納入していただけるようお願いしているところでございます。

次に、米飯給食の回数をふやして米の消費をふやすべきではないかというご質問ですが、笠間センターにつきましては、ご飯が週2.5回、パンが週2回、うどんが週2回ということですが、そのときどきによって違いますけれども、そういうような割り振りでございます。また、岩間センターにつきましては、ご飯が週3回、うどんとパンが1回ずつということですが、友部自校につきましては、小学校はご飯が週3回、中学校につきましては3.5回、うどんとパン等が週1回ずつということでございます。

給食費と食事のバランスを考慮したもので、米飯をふやす計画については現在のところございません。

次に、安全性の高い食材に対し、補助をふやすことを求めたいがということでございますけれども、食材の価格につきましては、ギョーザ騒動以来急騰しており、学校給食において安全かつ安定した食材の確保に苦慮しているところでございます。今後の食材の状況や学校栄養士等の意見も聞きながら、食材の価格上昇に対し、どう対応するか検討していきたいと考えております。食材に対する補助につきましては、そのような時期に再度検討させていただいて、判断をしていきたいと思っております。

次に、笠間給食センターの老朽化と対策ということでございますが、食材の確保で需要度の大きい自校方式に転換すべきと考えるが、見解を伺うということでございますけれども、先ほど村上議員の一般質問の中でも答弁いたしましたとおり、昭和60年度の通知の中で学校給食業務の合理化ということで通知がございます。そのようなことを踏まえまして、笠間市の児童生徒数の動向やその保護者等の意見と実情を踏まえながら、いずれの方式がよいか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 産業経済部長青木 繁君。

〔産業経済部長 青木 繁君登壇〕

産業経済部長（青木 繁君） 農政サイドから、学校給食への供給に関しまして地産地消の拡大と価格保障制度の導入についてご質問をいただきましたので、お答えいたします。

友部地区につきましては、既に平成15年度から学校給食への取り組みが始まり、農協、納入業者、学校と生産者で構成された組織がございまして、ここで品目や価格等について協議がなされ、数々の問題を克服しながら、7月と3月、年2回の調整会議が開催され、順調に推移してきております。この会議では、情報交換や意見交換が活発に行われておまして、今後も、この調整会議を軸に、関係機関と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

笠間地区、岩間地区につきましては、米飯は既に笠間産の米を使用しておりますが、野菜等については、今後、生産者、JA、教育委員会と連携し、課題となっております品目あるいは数量などの生産安定供給につきまして検討をしてまいりたいと考えております。

続きまして、生産者の協力を得るために価格の保障など手だてが必要ではないかとのご質問でございますが、友部地区の学校給食、地産地消における売り上げでございますが、16年度は209万円、17年度は357万円、18年度は553万円と順調に伸びてきておまして、調整会議に生産者が加入しておる関係から、現時点では価格保障などの手だての必要はないと考えております。

地産地消には、学校給食以外にも、直売所やスーパー内のインショップの売り上げを伸ばすことも重要であります。今後は、JAなどの関係機関と連携を図りながら、引き続き地産地消の推進に取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

〔福祉部長 保坂悦男君登壇〕

福祉部長（保坂悦男君） 16番横倉議員のご質問にお答えを申し上げます。

障害者控除の申請についてでございます。

まず、制度内容の周知につきましては、週報やホームページに掲載しているほか、関係する簡易保険利用調整会議において、直接要介護認定者のケアプランの作成を行っているケアマネジャーに対しまして、訪問の際に周知していただけるような措置をとっております。今後も、このような方法によりまして、わかりやすく要介護認定者や家族の方々に對しまして周知を行ってまいりたいと考えているところでございます。

次に、申請書書類の送付の件のご質問でございます。

平成19年第2回の定例会の一般質問においても答弁をいたしました。要介護認定を受けている方すべてが障害者ではございません。該当しない方もおりますので、十分に趣旨をご理解いただくように、広報媒体の周知とあわせて、在宅介護支援センターやケアマネジャー、認定調査員等の直接介護関係に携わる方々を通じまして、引き続きその趣旨をご説

明してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、3番目の理解を得られる援助の件でございます。

これにつきましても、関係者と十分に制度の趣旨をご理解いただきまして、今後とも、要介護認定者に対して必要な助言等ができるように指導してまいりたいと考えております。

次に、不要入れ歯の回収ボックス設置についてでございます。

この不要入れ歯の回収のリサイクル、再利用につきましても、新聞等、マスコミ等におきまして報道されまして、私どもでも既に目にしているところでございます。現在、全国で、44の市町村と特別区に回収ボックスが設置されているということを知り及んでおりますけれども、まだ県内につきましては設置されておりませんので、今後は、県内の動向等を踏まえまして、関係機関と十分協議し、回収ボックス設置の効果を検証してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 16番横倉きん君。

16番（横倉きん君） 再質問をいたします。

第1点の水道問題ですが、県から供給されている水道水の18年度の実績で、今、部長が言われました中から見ますと、実際に利用されていない約64万立方メートル、金額にして約5,100万円相当が県に支払われていることとなります。しかも、地下水の利用水量は、最大認可水量に対して約199万立方メートルが利用されていないということとなります。

今、答弁では、地下水が今の段階ではいっぱいというような答弁もありましたけれども、これちゃんと認可されている水量ですので、この辺の認可についてはちょっと疑問があるわけです。この認可水量というのは厚生労働省が認可しているものですから。

で、この地下水を利用することにより、県水の受水契約水量を減らすことができ、水道料金を下げることができるのではないかとということで、地下水のその辺の見直しが本当に正当な、それはそれですけれども、今の段階で見ますと、地下水はそのままでも、64万トンが使わない中で使われているということです。

第2点で、現在、中央広域水道の契約水量、今おっしゃいました日量1万4,200立方メートルであります。将来の契約水量、日量2万8,438立方メートルとなっております。計画給水人口の見積もりでは、事前にお聞きしましたところ9万7,700人としていましたが、現在、給水人口は7万1,885人で、約2万6,000人の過大な給水人口となっております。しかも、人口は、今現在年々減少しています。にもかかわらず、水道の消費量の見積もりが2倍に伸びるとする契約は、異常な高い水道料金をつくり出す原因になると思ひます。ぜひ契約を改めるべきと考えますが、見解を伺ひます。

私が水道料金の値下げを求めている理由は、県中央広域水道事業実施に関する協定書の5項に示されているとおり、過大な契約水量を契約していると、供給を受けた水量のいかににかかわらず、責任引き取り水量にかかわる供給料金相当を県に対し負担するものとな

っています。10項目に示されている計画水量に変動を生じたときの取り扱い、その他この協定の実施に関する細部事項については、県中央広域水道と協議をして決めることができるとなっていますので、ぜひこの見直しについて、市長さん初め、ぜひ必要量に改めて契約をし直していただきたいということで、再度質問いたします。

学校給食の問題ですが、前に村上さんも質問されました。今、地産地消、やはり食の問題で、学校給食ばかりではありませんが、食の安全が問われて、食料の自給率を高めるといのは大きな課題です。年間の地産地消の利用の学校給食を見ますと、前に資料としていただいていた。給食センターと自校方式から見ますと、センター方式では、今、笠間で3品目です。岩間が6品目、この段階で見たとき、さっき午前中は23の品目になっていましたが、ここでは25品目で資料として出していただいています。

そういう中で、一例を挙げますと、本当にこれ地産地消と言えるかどうか。キュウリについては、笠間センターが2.5回掛ける3回なんですね。そして、生シイタケも15掛ける5回という形で、キュウリで見ますと、自校方式の方が366倍の地元野菜を利用していることが判明しているんです。

そういうことで、新鮮な食材の確保や、おいしい給食、生産者が見え安全な食材を利用した給食について、やはり生産者が、先ほどもおっしゃいました。去年18年度では553万円になっております。まだまだ少ないと思いますが、そういう点で、明らかに自校方式が地産地消を進める上では優位になっていると思いますので、それは明瞭であります。しかし、今現在、センター方式もとられているわけですから、今いろいろ答弁にもありましたように、地産地消で、センター方式でも、調理師さんの定員については今何人おられるか、ぜひその調理師さんふやすことによって、そういう下ごしらえの、冷凍食品とか何かを使うということは、下ごしらえがすごく簡単で人が減らせるということだからかなりそういうが使われているわけですが、ぜひこれからのセンター方式の地産地消の推進に当たって、もう一度明快な答弁をお願いします。

資料で見ますと、今、冷凍食品の使用頻度で、まとめて教育次長はおっしゃいました。歴然としています。笠間給食センターでは、毎日冷凍の加工食品一、二品、原材料は四、五品目、岩間給食センターでも毎日加工食品一、二品目、原材料も四、五品目です。自校方式の方は、品目としてはハンバーグとかエビフライとかということではありますが、週2回程度、あとは週1回から2回程度です。

そういう点で、今、最初に申し上げました冷凍加工食品については、全然検査体制がないわけです。そういう中でいろいろな問題が起こっているわけですので、これだけの冷凍食品が今まではっきりした事故がないからといってそのままいいということにはならないと思うので、こういう安全の面からもぜひ地産地消を拡大していただきたいということで、再度の質問をいたします。

先ほど午前中もありました笠間給食センターの建てかえには、検査をしてという答弁も

ありました。60年度のことがあるのではということですがけれども、この地産地消と安全の面、食育教育の面から見れば、一目瞭然に自校給食というのがすぐれた実績が示されているわけですね。ですから、ぜひそういう点からも考えていただきたい。

もう一つは、いろいろな地震や災害のときに、前は、そういうときは学校でも地震があったらその影響だから全然そういう効果はないというような答弁をいただいたことがありますけれども、学校というのは災害時には避難場所になるわけです。そういう中で、各学校が避難場所として、自校方式でそこできるとということは、いざというときに物すごい力になると思いますので、そういう点からも、笠間の建てかえに当たっては、十分協議されて、私は自校方式を進めるべきと思うのですが、再度答弁を求めます。

障害者の問題ですが、ホームページとか週報に載せてあります。それはわかっています。私もちゃんと見ました。こういう中で、今、お電話がいろいろあるんです。横文字が多過ぎてわからないと、広報についてそういうのがあります、週報についても。それで、介護保険を受けている人は、お二人とも高齢の場合とか、普通の行動ができないから受けているわけです。情報をキャッチする能力も劣っているから、行政は、やはり市民に役立つ制度はきちっとわかるように手だてをすることが求められているんじゃないでしょうか。高齢化が進む中で、障害者じゃないといいますけれども、これは障害者というよりも、介護を受けている人が障害6程度に相当する人は、あなたは障害者ですというんじゃないんですよ。こういう制度がありますから、申請して、もし申請になればということですから、足が痛い、腰が痛くて動けないというのは、それはやはり故障しているからですよ、どこかが。ですから、高齢になっても、あなたは障害者だとレッテル張るんじゃないで、こういう制度がちゃんと所得税法や何かにきちっと決められていて、今いろいろなところでこれだけ高齢者が大変になっている中で、そういう制度をきちっと利用すべきじゃないかということで、石岡でも去年もありました。小美玉でちゃんとできたのが何でここはないんですかと言ったら、それは制度として知らせてなかったので受けられないで、去年石岡でも全世界帯にやりました、2,200。で、宇都宮もやっていますし、私も前から言っています。全国でも、介護を受けている人に交付認定書を送付しているんですよ。

先ほども言われましたように、お話します、一回言われて、そういう制度というのは、今言われて、はい、わかりましたと、すぐのみ込めませんよ。寝たら忘れちゃいます。ですから、きちっと文書なりそういう申請申し込みを送ることによって、これは何なのというふうにはわからない人は聞く、家族が聞いたり、ケアマネジャーさんにやってもそういうことがありますので、一回でわかる人はいいですよ。普通、高齢化になっていけば、なれないことは、言われてもすぐにはわからないですから、そういう点で、再度、いろいろなところで今やっているんです。宇都宮でもやっていますし、1万1,000人に送っています。そういう中で3,000人が認定されているんですね。そういうことで、再度求めます。

あとは入れ歯の問題で、今、県内ではやられてないとおっしゃっています。県内では、

ちゃんと五霞町でやっております、そういう制度はいいねということで。

今、入れ歯のブリッジとかなんかありますけれども、これは歯医者さんから言わせれば、使用済みのものは皆さんのものですから、皆さんお返ししているということなんですよね。金歯とか、いろいろ合金とかかぶせているのがだめになって取りかえるときに、皆さんにお返ししている。その歯医者さんによっては、そのままにしておくところもあるようですけれども、ですから、これは簡単にボックスを置いていただければ、そして知らせることによって、恵まれない世界の発展途上国の子供たちに注射針なり、いろいろな予防接種とか、そういう薬とか、鉄分とか、貧血にならないようにとかやっているわけですし、また社協なんかも利用できるのも、ぜひそういう点では、積極的にこれから検討していただければということで、再度求めたいと思います。

議長（石崎勝三君） 上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 再質問にお答えいたします。

まず、初めに、地下水を増量することにより県水の受水契約水量を減らすことができないかというご質問でございますが、笠間水道事業で、水源箇所は1カ所で、石井寺崎地区の一部に供給をしており、他の地区への供給はできない配管となっております。また、友部水道事業は水源が12カ所、岩間水道事業が2カ所ございます。それぞれの井戸施設においては、井戸寿命、また取水量の安定を考慮し、限界揚水量というポンプの限界より7割から8割での稼働率で対応しております。現在の地下水を最大限利用させております。

また、平成18年度の実績において、笠間水道事業の日量契約水量が6,700立方メートルに対し、契約水量を上回った日が74日、最大受水量が8,060立方メートル、友部水道事業の日量契約水量5,000立方メートルに対し、契約水量を上回った日が1日、最大受水量が5,170立方メートル、また岩間水道事業の日量契約水量2,500立方メートルに対し、契約水量を上回った日が81日、最大受水量が2,803立方メートルとなっております。

これらのことから、水道事業は安定した供給が求められておりますので、水源確保のための契約であり、過大な契約水量ではないのではないかと考えております。

次に、繰上償還の幅を拡大し借りがえをできるように国に働きかけができないかというご質問でございますが、平成19年度より3カ年で5%以上の借りがえを行ってまいりますので、繰上償還の幅の拡大については、笠間市単独での国への働きかけは考えておりません。

3点目の現在の認可の計画給水人口見積もりでは、将来の契約水量が日量2万8,438立方メートルと異常な高い水道料金をつくり出す原因になることから、県水の契約を改められないかというご質問でございますが、先ほども申し上げましたが、計画給水人口及び受水計画水量につきましては、現在、笠間市水道運営審議会において笠間市水道事業計画策定の中で検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育次長加藤法男君。



教育次長（加藤法男君） 2 回目のご質問にお答えをしたいと思います。

自校方式を推進すべきだろうというような再度のご質問でございますけれども、先ほどお話したとおり、いずれの方法がよろしいか、検討してまいりたいと思っております。

また、地産地消の件でございますけれども、先ほど申し上げましたように、食材の納入方法や1 献立当たりの数の問題等もございますので、今後は、関係機関との連携を図りながら、なるべく早い時期に地産地消の仕組みづくりを取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 福祉部長保坂悦男君。

福祉部長（保坂悦男君） 16 番横倉議員の再度のご質問にお答えを申し上げます。

障害者控除の趣旨の徹底につきましては、十分に趣旨がわかるように、要介護認定者に対しまして周知を図ってまいりたいと思っております。

また、中身が、障害者に準ずるものとか、特別障害者に準ずるものということで、大変複雑な部分もございますので、そういうことを含めて、先ほどご答弁申し上げたとおりでございますので、趣旨の普及についても十分な理解が図れるような措置をとっていききたいと考えております。

それと、次の不要入れ歯の回収ボックスということで、県内でやっていないということでご回答申し上げたところでございますが、行政サイドとしての情報の中ではまだ取り組んでいないという状況でございますので、これらにつきましても、この効果を検証していきたいということでもよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

議長（石崎勝三君） 16 番横倉きん君、時間が4 分でございますので、ご協力を願ひます。

16 番（横倉きん君） 地下水の最大取水量の確認ですが、認定されたのと今は大分違うということなので、やはりこの問題は、水が足りなくなるとは困るわけですので、地下水の最大取水量の確認は、科学的に調査をし、その信頼性を確認して、水道料金の過大な契約水量にならないようにぜひやっていただきたい。

そしてまた、国土交通省が進めています霞ヶ浦導水事業、今、都市部の水開発ということでやられています。一つはそういう水の開発、あとは霞ヶ浦の浄化ということで、那珂川と霞ヶ浦の地下50メートルを掘って、送水やったり受けたりということがあります。それに伴って、やはり今、見ていると、どこでも現在の水量で間に合っているということで、この契約水量をそのままにしておくと、それがどんどん必要ないものにむだに公共事業でお金をかけて、そしてでき上がったらそれが水道料金にはね上がる、それはやめた方がいいんじゃないかということで、共産党は見直しを訴えているわけなんです。

ぜひそういう点で、この2 万8,000、今から見ると倍の受水量になるわけですから、市

長さん初め、この契約水量については、審議会がいつ終わるのか、終わった時点できちっとしたそれが出るでしょうから、それに基づいてぜひやっていただきたいということで、要望して終わります。

議長（石崎勝三君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

なお、午後3時20分に再開します。

午後3時09分休憩

---

午後3時20分再開

議長（石崎勝三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、23番小園江一三君の発言を許可いたします。

23番（小園江一三君） 発言の許可を得ましたので、二、三お尋ねをいたします。

教育問題についてなど大それた題目ではございますが、ごくありふれたことをお尋ねをいたします。

昨年の9月の定例会において道德教育についてお尋ねをいたし、再度質問を行うこと、何か教育長にあるのではと言っているような人もございますが、私、教育長に云々ということはございません。そのような力量も器量も持ち合わせておりませんことを、まず申し上げておきます。

まず、冒頭に申し上げますが、前回も申し述べましたように、皆さんの目にはどのように現代社会の様子、学校での道德教育が映っているかははかり知れませんが、私の目に映っている現代社会の様子、学校での道德教育のあり方がこのままでは公共心も道德心もますます薄れ、人としての心、思いやり、そして人格が失われてしまうのではと危惧している一人であり、相手と顔を突き合わせることもないでいろいろな情報を交換するIT時代に入った現在、その現状を想像するとき、余りあるものがございますので、あえてお尋ねをするものであります。

前回の答弁では、学校、家庭が連携し、家庭教育学級を設け、学校、家庭が一丸となり公共心、道德心の向上に努めているとのことでしたが、その成果と現在の様子をお伺いいたします。

次に、英語の授業時間をふやして語学力を高めるということですが、私、決して否定はいたしません。大切なことだと思います。しかし、限られた授業時間の中で、読み書きそろばんといったほかの授業とのつり合いはどうか。また、語学力がすぐれていれば、現在のようないろいろなグローバル化の時代において、一時は通用するかもしれません。しかし、真の国際人、外国の人たちとのコミュニケーションを図ることができるというのは、自分の意見、考えをはっきりと主張できることが大切かと思うのであります。また、そのためには、日本の文化、歴史をしっかりと身につけさせる歴史、文化の教育がおるそかに

なっていないか、お伺いするものであります。

次に、教育委員のあるべき姿ですが、教育委員の人選に当たっては、教育委員といえば、教員、先生上がりが定番でございました。しかし、今日の委員さんの顔ぶれを見ますと、各界各層より人選され、教育に対していろいろな方向より見ることができ、私も賛成も賛成、大賛成であります。しかし、せっかく各界各層より人選されたにもかかわらず、その任を十分に発揮することができないように思えるのであります。

教育委員さんの任といえば、よい先生を呼んだり、よい教科書を選んだり、できるだけ学校でのいろいろなもめ事がないようにする、これ全部大切なことであります。しかし、教育委員さんの立場とは、私は、先生の先生であると理解しております。せっかく各界各層より選ばれた教育委員さんでありますので、前職を生かしては何ではあります、もっと地域社会においてその任を果たすことができないのか。

次に、幹線道路整備計画については、さきの合併協議会において、合併特例債130億円のうち100億円を投じて3町において11路線を認定し、1市2町の障壁を取り除く意味も兼ねて、また1市2町のスムーズな交流のためにも、何を置いても進めるとのことと認識いたしております。

また、市長の施政方針の中で、新市の一体感を醸成し合併効果を高めるためにと申し述べておられますが、山口市政1期目の折り返し点に入り、その進捗状況と今後の推進計画についてお伺いするものであります。

最後の質問になりますが、当市の副市長として2年、副市長は前途有望なる人材でございますが、この3月いっぱい当市の副市長を退任されることとなり、まことに残念なことであります。しかし、あえて退任される副市長に、はなむけ質問をさせていただきます。

市職員全体は、申し述べるまでもなく一つの組織であり、全職員を指揮するのが市長であり、その組織が一系乱れなく市政に励むよう取りまとめるのが副市長、以前なら助役の役目かと思うのであります。

歴史をひもときますと、上杉景勝には直江兼統、あるいは石田三成には島左近、秀吉には黒田官兵衛、徳川には四天王と呼ばれる本多、大久保、酒井、榊原と、名立たる武将には、それにもまさるとも劣らない側近がいたことは歴史が証明するところであります。

副市長は、市長の側近中の側近として、この2年間その任に当たり、サービス業のお手本となるべく市職員の各人がその任を自覚していたかどうか、副市長としての目から見てどのように映ったかをお伺いいたします。

1回目終わります。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

〔教育長 飯島 勇君登壇〕

教育長（飯島 勇君） 23番小園江議員のご質問にお答えいたします。

初めに、9月定例議会でお答えした道徳、心の教育の成果及び現状についてございま

す。あのとき、学校でも一生懸命取り組んでおりますが、家庭や地域社会とともに子供たちを育てる力をいただかないとなかなか難しいというお話をいたしました。

各学校におきましては、「道徳」の時間を中心に、理解を深め、学校教育活動全体を通じて実践する力を高めているように取り組んでいます。

また、家庭教育学級につきましては、今年度、私立、公立を問わず市内すべての幼稚園、保育所、小中学校の計40校園で家庭教育学級を開設し、市内全体で201回の講座が開催され、延べ1万3,540人の父母の方が参加されました。その中で、家庭でのしつけ、思いやりの心の育て方など、講演会や少人数グループ討議、ワークショップなど、多様な方法を取り入れて学び合いました。課題としましては、本当に必要と思われる保護者の参加が少ないというようなことでした。

以上のようなことを踏まえて、20年度には、アンケート結果等を検証して、さらなる家庭教育の充実を図ってまいりたいと考えてございます。

そのようにして、学校と家庭、地域が協力して子供たちの心の教育に当たっていきたいと考えているところでございます。

次に、歴史、文化に関する教科についてのご質問でございますが、国際理解教育というのは、議員がおっしゃるように、自分の生まれ育った故郷を理解すること、そして我が国の歴史や文化を理解することが基本になります。

現在、小学校の3、4年生でふるさと笠間、それから茨城県の産業、文化、歴史などを学習してございます。そのため、教育委員会では「かさま」という合併後の副読本を作成し、3年生に配布し、活用してございます。

また、議員ご指摘の我が国の歴史や文化については、主に6年生と中学1、2年生において学習するよう位置づけられております。その目標の中には、我が国の歴史と伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにするとあり、今般の学習指導要領の改訂におきましても重要視されているところでございます。

なお、コミュニケーション能力の大切さについてお話をいただきましたが、今般の改訂で、言語活動、伝え合う力を育てるということがさらに重要視されているところでございます。

次に、教育委員会のあるべき姿というご質問でございますが、教育委員の職務につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ということで法的には規定されてございます。主な職務としまして、委員の中から教育長を任命する、教育に関する一般方針を決定する、教育長を指揮監督する、教育委員会規則を制定する、その他重要な事項の決定というものが法的に定められている職務でございます。

本市の教育委員さん、さまざまな経歴をお持ちの方がいらっしゃいまして、例えば本市では、全国高校生アームレスリング大会、マラソン大会等のスポーツ関係の行事、成人式等の社会教育事業、運動会、入学式などの学校行事等を数多くかかわってございます。そ

れらに教育委員として参加しますとともに、その中の、例えば今般の成人式につきましては、社会教育事業でございますけれども、昨年度の友部地区の反省から、外に出ている参加者をどうするか、外に出入りする者をどうするか、缶ビールのコップを持っている者をどうするか、それからおしゃべりをしているときにはどうするかということで、幸い私どもにはそういうことにお得意な方がいらっしゃっておりますので、そういうときにはどういう対応するかということで、ことしはそれをもとにやりました。昨年度に比べて、そういう部分ではよかったのかなと思っておりますのでございます。

そういうことばかりではなくて、それぞれに学校の安全について、それから家庭教育について、そういうことをご意見をいただきながら、それを学校におろしたり、いろいろな行事の中に生かしたりしているところでございます。

そのように、本市の教育委員さんそれぞれのお力をいただきながら、学校教育、社会教育に当たっているところでございます。今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

〔都市建設部長 小松崎 登君登壇〕

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、私の方から合併特例債によります幹線道路の整備の進捗状況と、それから今後の推進計画についてお答えを申し上げたいと考えております。

市町村合併時における合併特例債の発行額につきましては、議員おっしゃるとおり全体で約130億円を予定をいたしておるところでありまして、そのうち合併特例債を活用した幹線道路の整備につきましては、12路線で63億円の特例債を見込んでおります。さらに、この特例債に加えまして国庫補助金を40億円、合わせまして103億円の概算事業費をもって実施するような計画でいるわけでございます。

この幹線道路の延長でございますが、21.2キロメートルの整備につきましてでございますが、ご承知のとおり、新市建設計画において、新市まちづくりの重点ビジョンということで、恵まれた交通基盤を生かしたまちづくりという基本理念をもとに、平成19年の4月に策定されました笠間市総合計画に基づきまして、新市の一体化を図る幹線道路ということで計画をされたところでございます。

これらの幹線道路の進捗状況でございますけれども、まず初めに、合併支援事業の承認を受けまして整備を計画しております都市計画道路で上町大沢線、これ旧友部地区でございますけれども、それから仮称でございますが、南友部平町線、駅北から旧笠間市内の方に抜ける道路でございます。さらには、来栖本戸線などにつきましては、平成18年度から10カ年計画で総延長8.7キロメートルということで、約47億円の事業費をもって整備するというところで着手をいたしまして、現在のところ事業ベースでいきまして約10%の進捗状況ということでございます。

次に、友部地区と岩間地区を結ぶ1級12号線、畜産試験場の跡地を通っていく道路でございますが、このほか6路線を計画しております、これらにつきましては、国庫補助事業の道整備交付金事業という事業を採択を受けまして、総延長11.1キロメートルを平成21年度に完成ということを目途に現在進めているところでございまして、事業費ベースで約30%の進捗状況ということでございます。

また、その他の幹線道路の合併特例債事業といたしましては、岩間駅周辺整備事業で進めております都市計画道路でございます東大通り線、それから日吉町古市線でございます、総延長が1.1キロメートルでございますが、これらの事業費に当たりましての進捗率でございますが、約40%に達しているわけでございます。

全体含めまして、合併特例債全体で幹線道路12路線をやるわけでございますが、そのうちの全体の進捗率でいきますと、約22%の程度でございます。

次に、これらの今後の推進計画でございますけれども、既に着手をいたしております合併支援事業の都市計画道路上町大沢線につきましては、今年度用地買収に着手いたしまして、23年度末には完成するというに向けて現在推進をいたしているところでございます。

また、仮称でございますが、南友部平町線につきましては、本年度用地測量が終わりまして、来年度中には事業用地を取得いたしまして、国道355号からやすらぎの森のところまでの進入路の区間を平成22年度までに整備するという計画で進めているわけでございます。

また、来栖本戸線につきましては、ルート地の地権者の同意もいただきまして、来年度用地測量を行いまして、平成26年度には完成を目途にやっているところでございます。

さらに、道整備交付金という事業で整備しております大淵飯田線、それから笠間小原線、友部池野辺線、それから旧友部地区の1級13号線、それから岩間と友部を結びます、先ほどちょっと申しましたが、1級12号線、それから友部の2級10号線、これらの6路線につきましては、21年度までの事業計画ということになっておりまして、予定どおり事業の推進を進めてまいりたいと考えております。

以上、説明を終わります。

議長（石崎勝三君） 副市長石川和宏君。

〔副市長 石川和宏君登壇〕

副市長（石川和宏君） 小園江議員のご質問にお答えいたします。

市職員としての自覚と勤務姿勢についてのご質問でございますが、公務員は全体の奉仕者という使命を果たし、真に市民の立場に立った行政を推進することは、市職員としては当然のことであり、その上で豊かな人間性も持っていなければならないものでもあり、人材育成に当たりましては、こうした視点が重要でございます。

そのためには、行政職員としての力量を高め、市民のニーズに的確に対応するという視

点を踏まえ、計画的に人材育成を行うことが重要と考え、平成18年10月に笠間市人材育成基本方針を策定いたしました。この基本方針の一つの方策として、職員研修計画を作成し、研修と啓発によって職員個々の能力の向上を図っているところでございます。

研修の中には、職場内研修というのもございますが、これまでも部課長に伝えてきたところでございますが、800名の有能な組織集団となるために、私が日ごろから申し上げておりますことは、プロの行政職員としての技術力を高めてほしいということでございます。

例えばその一つとして、法律や条例の一言一句を正確に把握すること、そのことが正確な運用につながってまいります。

また、簡単なようでなかなか難しいことは、資料の作成能力を十分身につけてほしいということでございます。そして、さまざまな事例の中で調整能力も必要となってまいります。さらには、情報収集能力も強化してほしいということをお願いしてまいりました。

また、もう一つの面としまして、行政職員としての心構え、姿勢を常に意識してほしいということでございます。その一つには、社会経済情勢の変化に対応してほしいということでございます。時々刻々と変化していく社会経済情勢の変化を敏感に感じ取り対応していくこと、そしてまた二つ目に、市民の目線に立って行動してほしいということでございます。とかく行政の論理で物事を考えがちでございますが、いかに市民の目線に立って考えられるかということが重要でございます。

そしてまた、三つ目として、横の連携というものを考えてほしいということでございます。行政内部はどうしても組織が縦割りで、連携が不十分になりがちでございますが、そうした横の連携を大切にす意識が常に必要だと感じております。

こうしたことを意識しながら、常に市民への行政サービスの向上に努めてほしいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 23番小園江一三君。

23番（小園江一三君） 2回目行います。

研修を行ったり、それなりの職員に対しての指導はしているようなお話を伺いましたが、市民、あるいは来訪者は、かゆいところに手が届く市政を望んでいるかと思えます。相手方の立場に立ってみればわかることだと思います。

二つ、三つ例を挙げますが、平成18年7月27日、この日は蒸し暑い日で、臨時議会があった日でございます。会計課の窓口において、私も納税に来たんですが、納税者が列をつくって並んでいた。あのとき十二、三人いましたか。常陽の窓口のみで収納し、職員が中がこうやって扇子で涼んでいる。そのときわきから私は一喝を入れたんですが、そのとき以来、何げなく職員の勤務状況を私なりに今日までチェックしてまいりました。

いつまでたっても直らないのが、窓口へ来て相手方が立っているのに、片方は座ったま

でこういう格好で説明している職員がいる。

もう一つ、この間もちょこっと触れましたが、自衛隊のイージス艦のごとく、腕を組んで、そののけ、そのけとばかりに歩いている姿も見受けます。

また、各課において、全部が全部とは言いません。窓口がいつもその席に座っているとは限りません。いろいろ所用があって離れるときもあるでしょう。しかし、そのとき課のほかの職員が、お客さんが来ても、パソコンで遊んでいるんだか仕事しているんだか、それはわかりませんが、見て見ぬふりをする、そういうことがありました。

旧友部町の職員が、どこかの番頭のように一生懸命働く職員がいたんですね。それがこのごろ元気がないから、おい、どうしたんだ、元気がなくてと。いや、おれ一人目立ってもという返事が返ってきました。推して知るべしであります。

副市長は、いろいろ事務的な、高度なことを各職員に望むような発言を今お聞きしましたが、それ以前の話、職員一人一人のモラルの話だ、道徳だ、それを私はお尋ねをしております。

次に、合併いたしまして2年ぐらいで、道路の効果はどうだとかこうだとかと聞くのは無理もない話かもしれませんが、しかし、市民の声を要約いたしますと、昨日ですか、一昨日ですか、杉山議員の発言にもありましたが、税金が高くなった、職員の対応はいまいち、合併して何もいいことないと、少なからずそういう声がございます。

私も、その都度、余り頭はよくありませんが、私の知る範囲で税金のことでも何でもいろいろ説明はしております。しかし、せめて合併して、旧笠間、あるいは岩間へ行くのにも便利になったと言われるような、笠間はこれ、友部はこれ、岩間はこれといったモデル路線を決めまして、このモデル路線に、何の配慮もなく道路だけに使われる合併特例債のお金があるんですから、集中して使うことはできないのか。国の道路財源はいろいろ流用されておりますが、合併特例債の道路財源は、笠間市の特定道路財源と私は思っておりますので、各市町村にこの路線、この路線といち早く仕上げて、合併すればこういった道路があつて何本かできるんだよという見本を見せることができないか、お尋ねをいたします。

今回も、教育長にはあっさりと言われましたが、道徳の基本は、一口で言えば礼儀正しく律儀であるということだと思えます。平たく言えば、あいさつがきちんとできて、整理整頓ができて、約束事を守るといったことが道徳の基本かと思えます。

学校での子供たちの学力の差にはいろいろあると思えます。しかし、あいさつとか整理整頓、あるいは約束を守らせるなどということは、どの生徒にも教えることができます。だらしのない子供時代の生活が習慣として身につけて、大人になっても、だれも見ないかいいや、おれだけいいやと、そういうふうになってしまったのではと心配をするものであります。

昨年暮れですか、何十年ぶりに水戸駅より電車で帰ってくることになりました。そのとき、南口の階段の下に交番がありますね。交番で新人のお巡りさんが、普通なら街頭に



いるときは、夜7時ごろでしたが、もう真っ暗です。街頭にいるときは皮のジャンパーを着るんだそうですが、ただの制服姿で、「こんばんは」、「ご苦労さまです」、「お疲れさまです」と通行人に声をかけている、新人の配属なりたてほやほやのお巡りさんがおりました。私も、「あ、ご苦労さん」と何となく通り過ぎたんですが、電車に乗るまでに10分ぐらい間があったものですから、ちょっと先へ行って様子を見ていたんです。だれ一人として、そのお巡りさんに対して会釈をすとか、言葉を返すとか、わずか5分かそのぐらいの時間ですが、何十人かの態度ですが、そういう人は見受けられませんでした。ああ、世知辛い世の中だなと、これだけ白けているのかというのをまざまざとこの目で見せつけられました。

お巡りさんも、これは余計な話かもしれませんが、交通取り締まりに名をかりて、おいはぎ強盗みたいなスピード違反だの何だのとやっているから、評判悪いからそうなのかなというようなことも一時は考えましたが、それじゃなくて世の中が白けているんだなというふうに私は解釈をいたしました。

外国人の目から見た道徳心についても、明治10年といえば、近代国家へようやく日本が歩み出した時点であります。田原坂の一戦などもありました。その翌年には大久保利通が暗殺をされたり、殺伐とした時代かと思えます。そのような時代に、エドワード・モースという、これは考古学者ですが、教育長なら教養が高いからわかると思えますが、考古学者で大森の貝塚を発見した人ですが、この人が、アメリカへ帰って日本を絶賛しているんですね。日本という国は大したものだと。道徳心、そういう心が国の隅々まで風習習慣として行き届いていると、日本を絶賛したわけです。我が国アメリカは何百万とかけて、道徳、つまりモラルを生徒に教えているんだというようなことで、その時代から日本は尊敬されたというか、そういうことです。

ちょっと触れましたが、これからIT時代、顔を見ないで、パソコンとか携帯電話とか、そういうことでいろいろなことをやりとりできる現代であります。道徳、モラルが低下したらどのような世の中になっちゃうのかなと危惧いたします。

父兄と言っでは何ですが、自分の子をだれだれちゃん、ほかの子供をがきなんて呼び捨てする父兄を相手に、いろいろ教育長も容易ではないと思えますが、子供たちにそういう道徳心をきちんと身につけさせて、子供らの方から、父ちゃん、母ちゃん、じいちゃん、ばあちゃんはそれなりの教育受けているから大丈夫だが、父ちゃん、母ちゃんだね、私から言わせれば、子供らから逆にそういうモラルというものを教える方法もあるのではないかなと思えます。

以上3点。

議長（石崎勝三君） 副市長石川和宏君。

副市長（石川和宏君） 小園江議員の再質問にお答えをいたしたいと思います。

まさに議員のご指摘のとおりかと思えますが、先ほど私もお答弁申し上げましたように、

市民の目線に立って、市民の立場に立つということが、やはり公務員として何よりも基本であると考えております。そうした点で、至らないようなことがありましたり、あるいは市民の皆様方から苦情があることも事実でございます。

また、一方では、私も、元気で頑張っている職員がいるということも十分承知をしております。そうした職員に対したときに、非常に心強く感じたことも事実でございます。また、逆に、市民の皆様方から、迅速な対応に感謝するというような言葉もいただいている、こういったことも事実でございます。

いずれにいたしましても、これから8万市民のための行政サービスを実行していくという意味では、市の職員800人が一丸となって努めていかなければならないということで、今後ともよく注視し、指導してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（石崎勝三君） 教育長飯島 勇君。

教育長（飯島 勇君） 小園江議員の再度のご質問にお答えいたします。

私も、本当に議員のお話に同感でございます。今、子供たちは、学校に通う子供たち、すれ違ったときにあいさつを必ずしていると思うんです。今、子供たちは、どの子もあいさつをするというところから、礼儀ということの基本を学校では学ばせているところでございます。授業の開始には礼をする、終わりにも礼をする、それから給食のときにはいただきますをする、そういうことを学校教育の中では徹底しているつもりでございます。

ただ、それが家庭では、いただきますと言って食事をとっているところはどのくらいあるとか、学校でつくったものが家庭で壊れる、家庭でつくったものを学校で壊すということもあるかもしれません。そういうようなことで、これはどうしても学校だけではなかなか解決できない問題です。

礼儀、そういうものが外国人が見ても恥ずかしくない、そういう子供たちを笠間市から育てられればというふうに思っているところです。来年度も、市の方針として、そういう子供たちの心の教育、それも重点的に取り上げていきたいと考えているところでございます。

ありがとうございました。

議長（石崎勝三君） 都市建設部長小松崎 登君。

都市建設部長（小松崎 登君） それでは、ただいまの第2回目の質問についてお答えをしたいと思います。

合併効果を図るための道路整備ということでございます。笠間市におきましては、合併時に、先ほど申しましたけれども、合併特例債事業の約半分を道路事業でやるということで合併協議会時に決定いたしまして、現在進んでいるわけでございます。

その中のモデル的な道路はどのような道路かということでございますけれども、まず一つ

は、旧友部と旧岩間を結ぶ1級12号線という道路がございます。今まで旧岩間から旧友部へ来るのにどの道路を通ってくるのが一番いいのかということで、なかなか難しかったわけでございますけれども、今回の1級12号線を整備することによりまして、今の岩間支所から真っすぐ来ると、そういった道路網が整備されるということでございます。

ちなみに、ことしの5月末までには、現在、大古山橋という橋をやっておりますけれども、大古山橋が完了するというところでございまして、あとは畜産試験場の道路整備等々やれば、その一本の路線が完成すると、そういう状況になっているわけございまして、21年度を目途に現在頑張っているところでございます。

現在の段階では、用地買収等々でございますので、ちょっと目立たない部分がありますけれども、着実に用地を確保させていただきまして進んでいるような状況でございます。

さらには、滝川から池野辺に抜ける道路というのを現在進めているわけでございます。この道路につきましても、旧笠間の池野辺地区というところは、なかなか道路網が整備されてないという中で、あと内原消防署が水戸に行った関係で、緊急車両なんかが入るのに笠間の方から回らなきゃならないといった状況、あるいは友部駅の北口に対するアクセス道路ということで地元からの望みが強い道路でございまして、これにつきましても、平成21年度までには完成したいと考えておりまして、現在進んでいるところでございます。

さらには、長くなりますけれども、友部駅の北口から旧笠間に向けての道路、北山公園を通りまして笠間に向けての道路も、現在進捗をしているわけでございます。

いずれにいたしましても、目に見える道路というのを早くつくらないと、合併効果があらわれないということでございますので、都市建設部一丸となって現在やっておりますので、もうしばらくご辛抱いただきたいと考えておりますので、よろしく願います。

議長（石崎勝三君） 23番小園江一三君。

23番（小園江一三君） 日本の文化は恥の文化であると思います。恥を知るといふことは、それだけ知性、頭もいいし、理性も高い民族だった証明だと私は思います。

また、世の中で一番悲しいことは、教養がないことだと思います。教養がないということは、このようなことを言ったら笑われるとか、こんなことやったら笑われるとかという判断ができない。

また、今日の世相を見たとき、平和ぼけしている世相であります。世の中をよくするもの悪くするもの、教育であります。文武両道しっかりとした教育をお願いいたします。

もう一つ、二つつけ加えますが、大正末期から昭和初期にかけて駐日大使をやったフランスの大使ですが、これが道徳とかそういうことに対して、当時ですから貧しかったんですが、日本人は貧しい、しかし高貴だと。品があるということだね、品格がいいということ。世界でただ一つどうしても生き残ってほしい民族を挙げるならばどうするか、日本人だと。大正末期から昭和にかけてフランス人の駐日大使が言っているんですね。それだけ日本人というのは品があったというか、道徳心が世界に通っていたと。

もう一つ、日ソ漁業交渉が暗礁に乗り上げたとき、「ブルガーニンのおじさんへ」という北海道のある漁師の娘さんが手紙を出した。難攻不落の日ソ漁業交渉が、それで解決したとは言いませんが、大いに日ソ漁業交渉の役に立ったということは、私ら小学校5年か6年のころだと思うのですが、私らと同年配か後輩が恐らくそういうことをやったんですが、そういうこともあります。

そういうことで、繰り返しになりますが、世の中悪くするも何するも、行く着くところはすべて教育です。しっかりとした教育をお願いいたします。

道路整備については、目に見える効果で、目に見えなきゃ納得しないんです。そういうものなんです。ただ、こういうふうになるよ、ああいうふうになるよ、口で説明していたんでは、わかったような、わからないような、できってみて、初めてああそうかということになりますので、全力を挙げて幹線道路の整備に邁進していただきたいと思います。

最後に、副市長も県に帰りまして、一職員で終わることなく、笠間市での副市長を契機に、なお一層精進なされ、ますますご栄達なされることを心より念願をいたしまして、私の一般質問を終わります。

お粗末でした。

議長（石崎勝三君） 小園江一三君の質問を終わります。

---

散会の宣告

議長（石崎勝三君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次の本会議はあす19日午後1時30分から開きますので、時間厳守の上ご参集ください。

大変ご苦労さまでした。

午後4時03分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 石 崎 勝 三

署 名 議 員 上 野 登

署 名 議 員 横 倉 き ん